

令和2年第2回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和2年第2回定例会記録

おいらせ町議会 令和2年第2回定例会記録				
招集年月日	令和2年6月9日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和2年6月9日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	令和2年6月9日 午後 3時45分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	澤 上 勝
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法 第121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ く り 防 災 課 長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	泉 山 裕 一	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂千敏	事務局 次長	高橋勝江
	主任 主査	袴田光雄		
町長提出議案の題目	1 議案第36号	おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について		
	2 議案第37号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について		
	3 議案第38号	おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について		
	4 議案第39号	水槽付消防ポンプ自動車（百石第1分団）購入契約の締結について		
	5 議案第40号	木ノ下小学校講堂天井改修工事請負契約の締結について		
	6 議案第41号	令和2年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）について		
	7 議案第42号	令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について		
	8 議案第43号	令和2年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について		
	9 議案第44号	令和2年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第1号）について		
議員提出議案の題目	1 議員派遣の件について			
開議	午前10時00分			
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	5 番 木 村 忠 一 議 員			
	6 番 田 中 正 一 議 員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (赤坂千敏君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 また、新型コロナウイルス感染防止対策として、密集を防ぐため、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員には出席の自粛をしていただきましたので、その旨ご報告いたします。 (開会時刻 午前10時00分)
議事日程報告	西館議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	西館議長	日程第1、議案第36、おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 (西館道幸君)	それでは、議案第36号についてご説明申し上げます。 議案書の5ページ、6ページをご覧ください。 新旧対照表は30ページになります。 本案は、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するため緊急に行われた措置に係る作業従事者に対処するため、防疫等作業手当の特例について人事院規則の一部を改正する規則が公布されたことから、国に準じた特例措置を講じるため所要の改正を提案するものであります。 改正内容は、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に対処する作業従事者に対し、1日につき3,000円を、特に患者の身体に接触または長時間にわたり接触作業に従事した場合は1日につき4,000円を支給するもので、おいらせ病院が発

		<p>熱者外来に対応した令和2年2月28日から遡って適用するものがあります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
質疑	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>おはようございます。8番、平野です。</p> <p>今、説明がありまして、患者に接触とありますけれども、自分が患者になっているかどうか分からないで来た結果、陽性だとか陰性だとかで患者になったという場合、町長が定めるとあるんですけれども、今の説明ですと、例えば医師、看護師、それからそれに関わっているというのはどの辺まで指すんですか。例えば、遡って適用するわけですから、そのときは疑いがあるって接触して、検査したらそうだったと。ウイルス持っていたんだと。それらに関わっているというのは、看護師のほかにも、例えばそこで働いている、その場を清掃する人とか、そういうのも範囲に入るのか。対象範囲というのはどの辺まで、町長が定めるものに従事したというのはどの辺まで入るのか、ちょっと説明いただきたいと思います。</p>
答弁	<p>西舘議長 病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>まず、おいらせ病院は、現在、県から指定を受けた帰国者・接触者外来という指定を受けておりまして、この新型コロナウイルスの感染対策の病院に指定をされております。その中で、今、総務課長が言われましたとおり、人事院から交付されて、今、改正になったわけですが、平野議員のご質問にお答えいたしますけれども、じゃあどのようなものが対象になるかということですが、まず、新型コロナウイルスに診断された患者に間接的または直接的に関わった者、それと新型コロナウイルス感染が疑われた患者で、CT検査の結果肺炎と判断された、間接的または直接的に関わった者、それとPCR検査を行った患者に直接または間接的に関わった者ということで、医師、看護師、検査技師、レントゲン技師等検査技師</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>が該当になるというふうに対象として考えております。 以上であります。 8番。 病院の職種でいえば、医師、看護師、検査技師、レントゲン放射線技師、診察に関わる方々ということで説明がありましたけれども。実際にそういう検査をされて、かかった場合は、そこを清掃したり防除するわけですから、これらは誰がやるんですか。清掃員がやるのか。そうしたら、それらの人方も対象になるべきではないかと私思うんですけれども。この検査した結果、患者がそういうウイルス感染者だということになった場合、もっと関わる範囲というのが広がると思うんですけれども、この辺についてちょっともう一回説明をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長 現在のところ、2月28日から現在まで49件の検査がございました。そのうちの2件がPCR検査で、対象になるのが12件なんですけれども、おかげをもちまして今のところ陽性という反応はございません。その49件を診察、診断した中で、看護師と、関わる者が消毒、除菌をして対応していると。要はそこに関わるPPE対応、要は防護服を着た者がその都度消毒、除菌をして対応しているということで、あくまでもそこに関わる医師と看護師、検査技師、放射線技師ということを考えております。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 13番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。 13番、西館芳信議員。 私も今8番議員が質問したのとかなり近いもの、それから若干違うもの、ただ箇所が似ているかなということで質問したいと思いません。 そもそも人事院の規則が今回改正された。それによって、我が町の特殊勤務手当に関する条例というものが改正されなければなら</p>

		<p>なくなつて、一定のものに関して本来210円か何ぼ与えるものを3,000円に上げますよというのが趣旨だと思われまふけれども。今、8番議員の質問の中でも、この防疫等作業と、それから例えばこの特殊勤務手当の中に列挙されています防疫とか、それから税務、診療、手術、夜間看護手当とかとありますけれども、この防疫作業と診療手当というふうには呼ばれていますけれども、防疫と診療、それぞれの定義をまず私は知りたいです。お願いします。</p> <p>西館議長 病院事務長 (田中貴重君)</p> <p>病院事務長 （田中貴重君）</p> <p>防疫等作業手当でありますけれども、防疫等につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というものがございまして、その中でうちの条例は、その中の6条の第2項と第3項ということで定めております。その第6条の第2項につきましては第1次感染ということで、例えばエボラ出血熱とか痘瘡だとかいうふうなものが感染の定義に入っております。第3項には結核というふうなものが含まれておりまして、これらについて防疫等という、作業手当ということで、そのほかに町長が認めるものということになっておりますけれども、そのようなものが防疫等作業手当、これまでのものでございます。</p> <p>それと、今の診察、診療という部分については、あくまでも医師がその症状を診て診察が必要だということで、住民の生命を守ることがどうしても必要だということについては、診察をして検査をしていくということで、これが重要だと思っておりますので、その診療、診察が該当になるというふうに思っております。</p> <p>この中の診療手当の部分につきましては、医師の部分でございませうけれども、夜間勤務手当、宿直手当の部分が入っているというふうなことが現状であります。</p> <p>以上です。</p> <p>西館議長 13番 (西館芳信君)</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>今あえてこの2つの定義の違いというのを聞いたのは、普通、防疫というのと、防という字からして、私は、ここは予防と、それからこれ以上の拡大感染を防ぐということが、この防疫ということの、</p>
--	--	--

		<p>防疫という言葉の意味の大きさじゃないのかなと思うんですよ。</p> <p>それから、診療に関しましては、例えば、今話しましたけれども、医療行為あるいは看護行為、それから写真撮るとかそういうのは含まれるかどうか分かりませんが、それはそれで厳格に区別されているんだけど、いざ現場で、例えばそれらしき者が担ぎ込まれてきた。風邪で担ぎ込まれてきたものか、肺炎で来たのか、あるいは今のコロナウイルスで来たものか、それはすぐには区別つかないということになったとき、果たして防疫作業で当たっているのか、あるいは医療行為で当たっているのか分からないとなった場合に、じゃあ防疫作業だけ上げましょうというのはちょっとおかしいな、同じ特殊勤務手当の中でこういうふうにして5つばかり列挙されているのであれば、当然、医療行為、看護行為、それを含むのであれば、この診療ということにも上げますよというふうになるべきだと思うけれども、こっちのほうは特に今の場合は関係していないというふうに私は見たんだけど、そこはいかがですか。</p>
	西館議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 (田中貴重君)	<p>今のご質問にお答えをいたします。</p> <p>診療手当の部分でございますけれども、あくまでも危険手当、要は防疫等作業手当と区別はついているんですけども、あくまでもこれも医療行為の一つであると考えております。よって、今現在、外来診療を行っておりますけれども、今、発熱患者につきましては、事前に電話をいただく、場合によっては、突然来た患者については玄関先でトリアージして、発熱があるかどうか問診をして、通常の患者と別にして今診察しております。その中で、診察していく過程の中で、どうしてもやっぱり、普通の風邪症状だったという形であれば普通の診察に戻しますし、場合によっては、通常の患者で入ってきて、これはちょっと肺炎症状があつて、場合によってはコロナの疑いがあるよと、疑わしいものがあるよという形であれば、その時点でまた診察を別にして診療をします。その中で検査をして、CTを撮って肺炎症状があればPCRを取ったりということになりますので、あくまでもいろいろなパターンがあつて、一概にこうだということではなくて、あくまでも基本がありますけれども、それに準じた対応をしていくというふうな今対応をしているということ</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>で、ご理解いただければなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>なかなか今いきなり私がこういうことしゃべっても、なに重箱の隅をつつくようなことをこの忙しい現場の中で話すんだということになるのかもしれないけれども、私はやっぱり最低この防疫等の作業と、それから医療というものを区別して、お互いに、医師であっても防疫もちろんやらなきゃならない、やっているということにもなるだろうし、反対に、もしかすれば防疫で済んでいいところをこっちのほうまで応急に危急に立ち入らなきゃならないという場面も想定される。だから、この辺ちゃんと国のほうがそういうところに、この人事院規則のほうが恐らく詳しくは何もないから、こういうふうに現場でぱっとしたものがないと思うんだけど、そういうことを加味しながら、少なくともここの診療行為についても、手術とかなんとかと私は何もしゃべっていないんだけど、診療と防疫のちゃんと区別の手当を、ちゃんと範疇をはっきりさせて、診療のほうにもちゃんと考えを及ぼすべきでないのかなというふうに話しているのであって、そこもし、課長、もう一回、私の質問、考えについて答えられるところがあったらお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>明確なお答えになるかどうか分かりませんが、先ほどもちょっと触れましたけれども、診療行為自体が防疫等作業手当ということで、その防疫等作業手当をやるということも診療ではあるんですけども、医師、看護師、検査技師、放射線技師といった方がそれに携わって、新型コロナウイルスの対策に従事すると。それが仮に陰性であっても陽性であっても、それに、危険な行為に立ち向かっていくという行為に対しての防疫等作業手当ということで、病院では一定の支給基準を設けて支給をしたいと思っております。</p> <p>先ほども件数言いましたけれども、49件のうち12件が今そういう危険手当的な部分に該当するんですけども、全てに該当させるのではなくて、こういう基準の中で支給していくんだよというこ</p>

答弁	西館議長	<p>とで考えていきたいと思っておりますので、どうかご理解をよろしくお願いします。</p> <p>これから特に、簡易キットが出たりとか、八戸市でPCRの検査ができるようになったということがありますので、場合によってはそういう作業が増えていくこともあり得るかなと思っておりますので、病院とすれば、地域医療を守っていくという中で取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかご理解をよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>それでは、事務長の部分にちょっと補足になるかどうか分かりませんが、今回の人事規則の改正というのは、3月と4月の2回にわたって来ているわけですが、今回はやはり新型コロナウイルスの感染症が起きたことによってこういう特例的に運用をしていただきたいということでの通知が参っております。</p> <p>感染症につきましては、当初は武漢からの帰国者等への直接的な対応とか、豪華客船の乗組員とか乗客の方への直接的な対応でしたが、その後、国内にもかなりの感染者が拡大したということで、一般のおいらせ病院のようなところでも、その感染者、もしくはその感染の疑いのある方にも対応しているということで、今回特例的に設けられた防疫作業への手当ということで位置づけられていますので、その辺でご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第36号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 西舘議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西舘議長	<p>日程第2、議案第37号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。</p>
	税務課長 (福田輝雄君)	<p>それでは、議案第37号についてご説明申し上げます。 議案書7ページから9ページになります。 本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者の負担を軽減するため、国民健康保険税を減額、免除することができる特例規定を追加する改正を提案するものであります。 その内容につきましては、8ページをご覧ください。 附則第23項では、減免の対象となる保険税の納期限を令和2年2月1日から令和3年3月31日までと定め、対象となる被保険者の要件を同項第1号で、感染症による被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った場合、同項第2号で、感染症の影響により被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入が、アとして、前年と比較して10分の3以上減少していること。 9ページをご覧ください。 イとして、前年の所得金額が1,000万円以下であること。ウとして、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることとし、附則第24項では、やむを得ない理由により納期限内に申請ができなかった場合に遡って適用させるための規定を追加するものであります。 なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の改正規定は令和2年2月1日から適用するものであります。 また、附則第23項第1号による、感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合は減免、同項第2号による、感染症の影響により収入が減少した場合は、算定基準による割合で5段階で減額することとし、申請手続等を含め、要綱で定めることとしております。</p>

当局の説明	西館議長	以上で説明を終わります。
	(議員席)	
	西館議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第37号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。	
(議員席)	***なしの声***	
西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	
西館議長	日程第3、議案第38号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。	
介護福祉課長 (田中淳也君)	おはようございます。 それでは、議案第38号についてご説明申し上げます。 議案書の10ページから12ページ、新旧対照表は33ページから34ページになります。 本案は、低所得者の介護保険料の軽減対策として、消費税増税に合わせて介護保険料第1号被保険者の保険料を段階的に軽減しているところですが、消費税率10%の財源が満年度化する本年度以降、第1段階から第3段階の軽減割合をさらに拡大し、低所得者の負担軽減の強化を図るものであります。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した第1号被保険者の負担を軽減するため、介護保険料を減額、免除することができる特例規定を追加する改正を提案するものであります。 主な改正内容を説明しますので、33ページ、新旧対照表をご覧	

		<p>ください。</p> <p>第2条第2項第1号では、いわゆる第1段階の保険料率を6,075円減額し2万4,300円に、第2号の第2段階は7,290円減額し4万500円に、第3号の第3段階は2,025円減額し5万6,700円にするものです。</p> <p>附則第16項では、新型コロナウイルス感染症による保険料の減免の対象となる納期限を令和2年2月1日から令和3年3月31日までと定め、対象となる第1号被保険者の要件を、同項第1号で、感染症により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った場合、また、同項第2号では、感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等が、34ページをご覧ください、アとして、前年度と比較し10分の3以上減少していること、イとして、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることに該当する場合に、附則第17項では、やむを得ない理由により納期限内に申請ができなかった場合に遡って適用するための規定であります。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行し、改正後のおいらせ町介護保険条例第2条の規定は令和2年4月1日から、附則第16項及び第17項の規定は令和2年2月1日から適用するものであります。</p> <p>また、附則第16項第1号による、感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合は免除、同項第2号による、感染症の影響により収入が減少した場合の算出方法と減免割合を規則で定めることとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>2点お願いします。</p> <p>本当に聞くのも恥ずかしいんですけども、これこう見て自分なりにこの文面の中で解釈できなかったのがありまして、というのは、65歳以上ということで、その人たちに対する減免ということなんです、それこそ1号だけでなく2号の人たち、本当に壮年期に</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>あって一家の大黒柱としてばりばり働く人たちが倒れたりなんかしたときにこれが全然言及していないのは、どういう理由かなと思うんですよ。1号、2号ともにここに挙がってきたらそれは普通なのかと私なりに思うんだけど、何しろ分からないところで、何でそれが外れているかというのを一つ。</p> <p>それから、前号の議案もそうだったんですけども、基準とか要件を、減ったとか幾ら幾らという範囲を定めるに、収入、所得というふうに2種類になっています。この基本的な考え方、私は所得だったら所得にしてもいいんじゃないかなと、私は所得のほうがはっきりしていていいんじゃないかなと思うんだけど、何でそういう扱いになっているのか。</p> <p>そこ2点お願いします。</p> <p>税務課長。</p>
	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>西館議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>1点目の第2号の被保険者の取扱いがないという部分のことにつきましては、第2号の方々につきましては、それぞれの健康保険のほうから配分という形で、介護保険料の部分が、例えば国保であれば医療費分と、あと介護保険、あと後期高齢者の支援のもので3分割されていて、それぞれに制度のほうの会計に充当する形になります。なので、一般的に65歳未満の方々につきましては、そちらの国保であれば国民健康保険のほうの割合でなっておりますので、その方々がもし減収等コロナの影響を受けた場合には、国民健康保険の減免で対応する形となります。</p> <p>続きまして、あと2点目の比較するものが所得であったり収入であったりという部分になりますけれども、所得につきましては、例えば1年間をトータルして控除額を引いたものが所得額になりますけれども、今回の部分につきましては、比較する現年のものが、要は控除額を引くものと、出しにくいところがあるので、減収額を比較する場合は収入で判断し、対象を絞る場合には所得を見るという形で分けているということをご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。(「分かりました」の声あり)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第38号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>日程第4、議案第39号、水槽付消防ポンプ自動車(百石第1分団)購入契約の締結についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
	まちづくり防災課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第39号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書13ページ、14ページをご覧ください。</p> <p>また、入札結果は35ページに載せておりますので、併せてご覧ください。</p> <p>本案は、本町地区の百石第1分団に配置しております水槽付消防ポンプ自動車更新のため、去る5月21日に奥羽特装販売株式会社ほか6社により指名競争入札を執行したところ、5,610万円で株式会社八戸鉄工所が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。</p> <p>百石第1分団に配置しております消防車両は、昭和62年3月に配備したもので、33年を経過、車両の老朽化が懸念されており、車両更新整備を行い、火災など災害発生時の迅速かつ適切な対応等、消防体制の充実、強化を図るものであります。</p> <p>なお、購入予定の車両は現在の車両と同等の仕様で2,000リットル容量の水槽を搭載するもので、納入期限は令和3年2月28日となっております。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>西館です。</p> <p>入札の在り方だとか金額等については特段何もありませんが、この消防自動車の購入ということについての必要性、必要性についての見地で質問するものですからちょっと広がるかもしれませんが、ご容赦ください。</p> <p>まず第一に、この契約金額5,610万円というのを見たとき、全くこういうことに疎い私としては、普通の消防自動車と比べて随分値が張るな、高いものだと思いました。それは、ポンプ自動車という、ポンプがついたからだと思います。そのポンプというのは、消防自動車はともかく現場に行って何が一番大事かという水利、いわゆる、町であると消火栓だとか、そういう水をくめるところがぱっと行くのが一番初期の消火活動の出発で、全部の消火活動を左右してしまうということになるかと思えますけれども、それをやる必要性が全く初期の段階でないということでこれを購入することになるかと思えますけれども、そうであるのであれば、今、我が町にある消防自動車、何台でしたっけ、30台、その今何台がこのポンプ自動車で、あと何台が普通の消防自動車なんのでしょうかというのが1点。</p> <p>それから、この水利に関して、常時消防のほうはいろいろ時間もありますし、もうプロとしてやっているから何ら差し支えないかと思えますけれども、消防団のほうに対しまして、この消火栓の位置ぐらいはまあいいのかもしれないけれども、各地域によって、こういうポンプ自動車がない場合はこういう水の供給の仕方をしなきゃならないというようなことは、どういうふうに、どんな団員を対象に、日頃、教養訓練されているんでしょうか。</p> <p>そこの2点。1点が普通の消防自動車とポンプ自動車の割合。そして水利を確保するための教養訓練が、消防団員そのものに対してどのように教養訓練されているかという2点、お願いします。</p>
-----------	------------------------------------	--

答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>2点ほどご質問いただきました。</p> <p>まず、1点目の消防ポンプ自動車の配備の状況でございます。分団そのものは、百石地区が9分団、下田地区も9分団、合わせて18分団でございます。それぞれに1台ずつ配備されておりますので、全部で18台になります。そのうち現在の配備車両で、いわゆる水槽付と水槽付でないもの。今回契約対象は水槽付のものでございますが、水槽付につきましては5台になります。18台中5台。よって、残りの13台が水槽がない通常のポンプ自動車ということになります。これがまず1点目のポンプ自動車の内訳でございます。</p> <p>それから、2点目の関係です。消防水利の関係です。すみません、教養とか訓練の辺りのところにつきましては、詳しいもの私もちよっと承知してございませんので、そこまでちよっとお答えできませんが、知っている範囲内でお答えしたいと思います。</p> <p>消防水利につきましては、町内に消火栓とそれから防火水槽、それぞれ配備してございます。一定の割合、消防水利の基準というものがございまして、その基準になるべく満たすようにあちこちに消火栓であったり防火水槽等を配備しているものでございます。これにつきましては、毎年度、常備消防であるおいらせ署のほうから点検等していただきながら、足りないところにつきましては、この地区にこのぐらいの数はあったほうがいいですよということを提案をいただいて、あとは予算の範囲内で配備している状況でございます。</p> <p>万が一火災等があった場合に、そういった消防水利、防火水槽であったり消火栓がないところもございまして、そういったところには、今回購入するような水槽付ポンプ自動車を初期消火活動用に充てて、なるべく消火が迅速に行われるように対応するものでございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>今、消火栓がないようなところもあるというふうに私は聞いたんですけども、ないというか、例えばホースの長さ等、その消火栓、</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長 まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>それから火事が出た位置のいろいろ考えて、ホースが届かないというところもあるというふうに解釈してよろしいんですか、それは。</p> <p>もしそうだとすれば、これからこの5台という数をもっともっと増やしていこうと町では考えていますか。必要性があるというふうに考えますか。それとも、まあ今これでいいんでないだろうか、大体、常時消防のほうもあるし、それなりに足りているんだという考えでいいものかかどうか、そこをちょこっとだけ聞かせてもらえればと思います。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今後のことでありますので、確かなこととしてはちょっとお答えできない部分もありますが、基本的に現在ある車両の更新では考えているものの、ただ、今回の水槽付ポンプ自動車の水槽の容量が2,000リットルでございますが、この2,000リットル、初期消火活動でどれぐらいもつかというと、放水の量にもよりますが、5分から10分ぐらいということで、消火活動全てに対応できるものではございません。あくまでも初期消火というところでございます。それから、消防団のみならず、常備消防であるおいらせ署のほうも全体に立っていろいろ調整等行いますので、それを助けるような形で消火活動に当たります。</p> <p>あと今後の話でございますが、現在、百石地区が9分団、下田地区が9分団でございます。消防団員等が今後ずっと充足されていけばいいんですが、地区によっては団員数が確保できないところもございます。今、消防団といろいろ協議してございますが、消防団の統廃合のことも今協議、調整しているところでございます。数年はかかると思っておりますが、そうなった場合に、今度消防ポンプ自動車が過剰になる可能性もございますので、その辺も見据えながら、消防ポンプ自動車の計画的な配備を進めていきたいと思っております。様々な諸課題がありますので、現時点ですぐ現在のある車両をそのまま更新していくと過剰になる可能性もございますので、そういった統廃合も含めながら、段階的にいろいろ考えていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
-----------	--	---

当局の説明	西館議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第39号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第5、議案第40号、木ノ下小学校講堂天井改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (柏崎和紀君)	それでは、議案第40号についてご説明申し上げます。 議案書の15ページ、16ページをご覧ください。 入札結果は36ページになります。 本案は、木ノ下小学校講堂天井改修工事施工のため、去る5月21日に18社により一般競争入札を執行したところ、4,554万円で株式会社柏崎組が落札者として決定いたしましたので、契約を締結するため提案するものです。 本工事を施工することにより、第1体育館の釣り天井改修を初め、第1・第2体育館ともに照明器具や放送機器、バスケットゴール等の落下防止対策など、令和3年2月28日までに施設の耐震化が図られることとなります。 以上で説明を終わります。
	西館議長 (議員席)	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。 **なしの声**
	西館議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。

当局の説明	(議員席) 西館議長	これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第40号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 西館議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第6、議案第41号、令和2年度おいらせ町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (岡本啓一君)	それでは、議案第41号についてご説明いたします。 議案書は、17ページから20ページになります。 本案は、既定予算の総額に1億6,386万2,000円を追加し、予算の総額を130億1,183万8,000円とするものです。 歳入歳出の内容についてご説明いたします。 別冊の令和2年度一般会計補正予算(第3号)に関する説明書をご用意ください。 まず、歳出の主な内容からご説明いたします。 5ページをお開きください。 2款1項4目財産管理費の17節庁用器具費102万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策として気温上昇時のマスク着用による熱中症予防を図ることから、公共施設や庁舎などに設置する扇風機を購入するため計上するものです。 2款2項3目情報政策費の12節感染症対策臨時窓口開設用機器設定委託料121万7,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染者発生に伴い庁舎を一時閉鎖する場合に、臨時窓口の開設に必要な機器の設定を行うため計上するものです。 6ページをご覧ください。 2款4項1目戸籍住民基本台帳費の12節住民基本台帳システム

		<p>等改修委託料 252万5,000円及び戸籍システム改修委託料 642万4,000円の追加は、マイナンバー制度に基づくシステムの改修を行うため計上するものです。</p> <p>3款1項3目高齢者福祉費の27節介護保険特別会計繰出金 232万4,000円の増額は、当該特別会計における人件費補正に伴い計上するものです。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費の18節ひとり親家庭支援商品券支給事業交付金 350万円の追加は、該当世帯に対する町内産地直売所で使える商品券の支給を、新型コロナウイルス感染症に係る町独自支援策として実施するため計上するものです。</p> <p>7ページに移ります。</p> <p>4款1項5目成人保健対策費の11節通信運搬費 116万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染リスク回避を図ることから、健診手続に郵送を活用するため計上するものです。</p> <p>4款4項1目病院費の18節病院事業会計医業外収益・他会計補助金 219万9,000円の増額は、おいらせ病院職員の新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当支給に要する経費を一般会計が負担するため計上するものです。</p> <p>なお、当該手当につきましては、議案第36号にてご審議いただいた特殊勤務手当条例の改正を踏まえ積算した金額を計上しております。</p> <p>また、病院事業会計資本運営費負担金 168万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として、おいらせ病院の器械備品購入に要する経費を一般会計が負担するため計上するものです。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>6款1項2目農業総務費の18節農業労働力確保支援事業費補助金 540万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇または休職を余儀なくされた町民等を農業者等が雇用した場合における賃金に対する支援を、新型コロナウイルス感染症に係る町独自支援策として実施するため計上するものです。また、農産物プレミアム販売助成事業費補助金 140万円の追加は、農産物の消費拡大を図ることから、農協と連携した商品券の販売を新型コロナウイルス感染症に係る町独自支援策として実施するため計上するものです。</p>
--	--	--

		<p>6款3項1目水産業総務費の18節水産物プレミアム販売事業費補助金140万円の追加は、水産物の消費拡大を図ることから、漁協と連携した商品券の販売を新型コロナウイルス感染症に係る町独自支援策として実施するため計上するものです。</p> <p>9ページに移ります。</p> <p>7款1項2目商工業振興費の18節事業継続支援給付金5,000万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した小売店やサービス業等の小規模事業者に対する一律10万円の交付を、新型コロナウイルス感染症に係る町独自支援策として実施するため計上するものです。</p> <p>なお、予算計上額5,000万円のうち2,000万円は、先日の5月臨時会における補正予算で、飲食業等に対する一律20万円の交付を事業継続支援事業費補助金の名称で計上しておりましたが、本名称に変更することに伴い予算を組み替えるため併せて再計上するものです。</p> <p>テナント料等助成金1,000万円の追加は、同じく5月臨時会における補正予算で、テナント料等助成金交付事業費補助金の名称で計上しておりましたが、名称変更に伴う予算組替えのため再計上するものです。</p> <p>町商工会プレミアム付商品券発行事業費補助金3,350万円の追加は、消費を喚起し経済の地域内循環を促進すべく、町商工会と連携し、町内で使える30%のプレミアム付商品券の販売を新型コロナウイルス感染症に係る町独自支援策として実施するため計上するものです。</p> <p>休業協力事業所減収者支援給付金2,000万円の追加は、県から休業要請に伴う協力金を支給された小規模企業者に雇用されている町民が減収した場合における一律2万円の支給を、新型コロナウイルス感染症に係る町独自支援策として実施するため計上するものです。</p> <p>7款1項4目観光施設費の12節自由の女神像建立30周年記念事業委託料284万3,000円の追加は、情報発信強化を図ることから、観光パンフレット、PR動画及びホームページの制作を県の補助金を受け実施するため計上するものです。</p> <p>14節の自由の女神改修等工事費549万2,000円の追加は、自由の女神像の長寿命化を図ることから、外装塗装及び内部支柱の</p>
--	--	---

	<p>補強工事を県の補助金を受け実施するため計上するものです。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>9款1項2目消防施設費の18節消火栓補修等工事費負担金175万円の増額は、本年度の消火栓移設更新工事の実施見込みにより、八戸圏域水道企業団への負担金について予算不足が見込まれるため計上するものです。</p> <p>9款1項3目災害対策費の10節消耗品費215万円の増額は、新型コロナウイルス感染症が流行している状況で、自然災害発生に伴う避難所等開設を想定しまして、感染症対策に万全を期すため必要な物資を備蓄するため計上するものです。</p> <p>11ページに移ります。</p> <p>10款2項1目学校管理費の17節庁用器具費106万円の増額及び10款3項1目学校管理費の17節庁用器具費51万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として、気温上昇時のマスク着用による熱中症予防を図ることから、町内小中学校に設置する扇風機を購入するため計上するものです。</p> <p>次に、歳入の内容についてご説明いたします。</p> <p>ページが前のほうに戻りまして、3ページをご覧ください。</p> <p>15款2項2目民生費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金894万9,000円の追加は、歳出の2款でご説明した、マイナンバー制度に基づく住民基本台帳システム及び戸籍システムの改修に係る国庫負担分として計上するものです。</p> <p>16款2項1目総務費県補助金の県市町村元気事業費補助金608万3,000円の追加は、自由の女神像リブランディング事業ほか、青森県元気な地域づくり支援事業費補助金の事業採択に伴い計上するものです。</p> <p>19款2項1目財政調整基金繰入金1億4,883万円の増額は、当補正予算の編成に係る一般財源の調整により計上するものです。</p> <p>なお、補正後は6億9,063万7,000円の予算額となり、予算ベースでの財政調整基金の残高の見込みは、今年度末で7億1,497万1,000円となります。</p> <p>歳入の説明は以上です。</p> <p>次に、13ページをご覧ください。</p> <p>給与費明細書になっております。こちらは、人件費に係る今回の補正内容を反映したものです。</p>
--	--

		<p>15ページをご覧ください。</p> <p>「補正予算主な内容」は、予算案審議の参考資料として、ただいまご説明した主要な経費等の個別説明を掲載したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正の歳入歳出全般及び給与費明細書についての質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算（第3号）に関する説明書3ページから13ページになります。</p> <p>ここで11時10分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">（休憩 午前10時56分）</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">（再開 午前11時10分）</p> <p>先ほどの説明に対し、質疑ございませんか。</p> <p>12番、柏崎利信議員。</p> <p>歳出の6ページに、3款民生費第1項社会福祉費とございます。その中でもって高齢者福祉費とありますが、この関連でもってちょっとお聞きしたいと思います。</p> <p>先般行われた、5月25日の全員協議会の中でもって、その3ページにイベント等の取扱いということが書いてあるんですけども、それで6月から11月までの町主催のイベントが列記されておりますが、この中に地区敬老会というものがございません。それで、地区敬老会は、当初予算でもって408万円、敬老会開催委託料として計上されています。町の方針として、敬老会は委託をするものかどうか、まず伺いたいと思います。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>敬老会につきましては、当初、町の方針に沿って中止ということも考えておりましたが、緊急事態宣言も解除されまして、厚生労働</p>
質疑	12番 (柏崎利信君)	
答弁	西館議長 介護福祉課長 (田中淳也君)	

<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>1 2 番 (柏崎利信君)</p>	<p>省からも通いの場の開催の留意点みたいなものが来ております。ですので、その留意点に沿った形、要は密を避けるとか、食事をする際には横並びとか距離を取る、話をあまりしないとかという条件がそろえばやってもいいのかなという感じも今いたしております。</p> <p>あとはその敬老会の開催方法についてですけれども、ある町内会からは、表彰だけやって弁当を渡したいというところもあります。記念品等渡したいというところもあります。そういったことも踏まえまして、今、課内で検討中でありますので、その開催する、しない、それから開催方法について、今検討中ということでご了承いただきたいと思っております。</p> <p>1 2 番。</p> <p>今検討中ということでございますが、これと似たようなのでミニふれあい地区いきいきサロンというのがございます。本年6月、今月ですけれども、17日に代表者会議が予定をされています。地区敬老会にあっても同じく代表者というのがありますので、一度集めて、どのような形で実施をしたらいいのかと。ただ横並びで、今まで会食をしたり、様々な芸能関係の方を呼んだりとかして実施しているところが多いと思っておりますけれども、それぞれの地区においては、新しい生活様式というものもありますでしょうから、どのようなことが高齢者にとって好ましいのかですね。今までの参加者は、少ないところであれば約3割、対象者の3割です。多いところで6割ぐらいと聞いております。それ以外の方は、地区敬老会を開いても出てこないんですよ。高齢者の方は、スタッフに対してやっぱり気を遣っているわけです。自分を迎えに来てもらわなければいけないとか、それを遠慮して、私は出ないと、そういう人が多いです。出なければ、今まで町からの参加者に対する3,000円というのが全く除外されるわけですよ。ですから、公平さに欠けるのではないかと。例を挙げれば、三沢市は全対象者に対して弁当の引換券を発送しています。ご家族の方であればどなたでも、その引換券を持って指定された日時に引換えに行くわけです。ですから、敬老会の対象者全員がひとしく弁当を受け取ることができると。そういう手法もあります。</p> <p>ただ、それ以外にも何か今の新しい生活様式の中でもって対応し</p>
-----------	--------------------------------------	---

		<p>ていくことができないのかということ、みんなで知恵を出し合っ て協議をし、そして、あ、おいらせ方式というものもあるんだとい うふうなことを模索してみたらいかがかなと。今やらないと、9月 16日、17日あたりが敬老の日かな、もう間に合わないです。で すから、喫緊に代表者の方を集めて、担当課としてもみんなの知恵 を借りて、課内だけではなくて、いろいろな意見が出てくると思 いますので、そのようなことを実施するお考えはないでしょうか。</p>
答弁	西館議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>お答えします。 代表者会議を開催していろいろな意見をということですがけれど も、まず課内での検討中ということもありますので、その代表者会 議をやるかやらないかも含めて検討をしたいと思います。 以上です。</p>
質疑	西館議長	12番。
	12番 (柏崎利信君)	<p>今このコロナの関係で、様々な方々が何らかの支援策を示され、 それに申請をして恩恵に浴している方もあろうとは思いますが も。事業主、あとは大学の学生のお子さんをお持ちの方とか、独り 親家庭とか、様々なことが支援策として打ち出されてきています。 ところが、高齢者の方の支援策というのは、高齢者なんてどこ見 ても何もないような気がするんですよ。だから、そうじゃなくても 外出を控えてくれとかそういうことで自宅にばかりいると、高齢者 の方、ますます弱ってしまいます。ですから、出る場所、みんなと 集う場所、3密を避けてそういう場を設けて、生き生きとした生活 をしてもらわなければいけないと思います。 町長の所信表明にもあるんですよ。6つ掲げてありますけれども、 第1に「人を守り、人を育てる」、第2に「働く場と賑わいをつくる」 と、第3に「いきいきと暮らす」と。色々あるんですよ。そういう 中で、きちんとして町として方向性を示し、おいらせ版というこ とで、青森県でトップでもいいですよ。こういうやり方もあるんだ というふうなことを真剣に考えていかなければならない。そう思っ ています。</p>

質疑	西館議長	<p>そして、何よりも平等でなければいけない。高齢者の方、今は75歳以上ですけれども、昨年の実施した結果を見てみると、町からはハンドタオルみたいなものが全員に配られました。極めて不評でございました。ですから、それも考えなければいけないし、高齢者の方々が我々代表者とかスタッフの方に気を遣わなければいけないと、そういう社会も見直さなければいけないと思います。ですから、どういことが敬老会で対象の方々が納得できるような、また、全ての方に喜んでもらえて、いやこれだと公平だなと、そういうことが町として実施できると。それは委託はするわけですからそれぞれの地域にはなるわけですけれども、そういう社会をつくらねばいけないんですよ。よって、担当課にあつては、これを本当に真剣に考えて、どうすることが最も望ましいのかということをお示しをしていただけるように強く希望いたします。</p> <p>以上です。答弁は要りません。</p>
	1番 (佐々木 勝君)	<p>次に、1番、佐々木 勝議員。</p> <p>1番、佐々木です。</p> <p>今、柏崎議員からの敬老会の件、前も私も質問させてもらったんですが、そういったことで、タオルもそうなんですが、すごく不評ですね。そういったことで、やっぱり根本的に取りあえず見直しをしていただきたいというお願い。</p> <p>本題に入りますが、8ページと9ページになりますが、プレミアム商品券とか野菜、水産物、そのような買物クーポン券発行に当たって、昨日、平野議員も一般質問の中にありました、町内の保育園、幼稚園、放課後児童クラブ等々の支援金、町長は昨日考えていないという話していましたがけれども。平野議員は1人5万円という話もされていましたがけれども、5万円じゃなくても2万円でも3万円でも、例えばこういった商品券を配るとか、ちょっとでも支援をもらったほうがいいかなと思います。医療従事者はもちろんのこと大変ですし、現場の方々、幼稚園とか児童クラブの方々も、学校が休みのとき、現場がそういった子供たちが遊びに来るといったときに、やっぱりどういう対応を取ればいいのか、すごく恐怖を感じながら、もしその従事者の方がうつった場合、家族全員がだめになるんですよ。実際、十和田市で出た場合でも、子供をおじいさん、</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>おばあさんの家に預けて、親はうちに2人いたという話も聞いていますし。そういったことで、やっぱりそういった前例があれば、実際ここで働いている方々は、実際じゃあこの、実際なった場合にどうなるのと。子供がいなければまだいいというわけでもないですし、働いている方がもう職場に行けないという危機もあるわけですよ。その辺を考えれば、やっぱりすごく精神的に負担を感じて従事しています。やっぱり、現金がだめならこの商品券でもいいでしょうし、そんな負担は大きくならないと思いますが、1万円でも2万円でもやったほうが、全然やっぱり気をつけようとかと、子供たちにももっと真剣に見るという意欲が湧いてくるものですよ。今、実際1例もないので安心してはいますが、その辺を考えてもらわないと、今後、第2、第3が来たときには、もう働かないという人が出てきます。少しでもやっぱり町のほうでその辺を考えていますよということを示していただきたいというのと。</p> <p>9ページの3番、商標更新業務委託料と、これは何の部分と、あとそういった商標を取ることは何件あるのか、されているものがあるね、それを教えていただきたいのと。</p> <p>あとは観光施設費の自由の女神の建て替え、30周年記念の行事はいいんですが、17ページに説明書書いていますけれども、情報発信強化のための観光PRとパンフレット等と書いていますが、自由の女神自体、春もたしか何か点検やっていましたよね、足場組んで。あれは何だったのか。実際足場組んでいるの私見していますし。安全・安心のためには当然強化しなきゃならない、整備しなきゃならないんですが、観光PR、ホームページ等で掲載するというんですが、自由の女神はもちろんのこと、その周辺ですね。今後そういうのを取り組まないんだか、あるのか、それもお聞かせ願いたい、公園全体で願いたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>町長。</p> <p>今、昨日の平野議員の一般質問に関しての答弁を少し変えたらどうですかというご意見でありますけれども、まずもって保育園、そしてまた児童クラブの先生方には、本当にこういう新型コロナ対策という部分で思いがけない苦難が押し寄せたということ、非常に日</p>
-----------	--------------------------------	---

		<p>夜努力あるいは苦勞されていることに、心からお礼申し上げますとともに、何とか頑張ってもらいたいという励ましをしながらお願いしていかなければならないというのは重々感じております。</p> <p>しかし、昨日も平野議員から5万円ほど出したらどうですかという話もありましたけれども、私は答弁の中では、それなりに保育所は子供が行っているかもしれないけれども、児童クラブのほうは逆にあまり密にするな、あるいは締め切ったところにいるなという部分があつて、あるいは学校の指導等もありまして、子供さん方が平常よりも少ないよなという話を聞いているもので、じゃあ先生方も少しは負担が軽くなっている、危険な部分での神経的な、精神的な苦勞はあるかもしれませんが、肉体的なところでは少しは子供さんが少ない部分で楽できているのではないのかなという部分があつて、5万円出さなくてもいいのではないのかなという考えを持っておりましてけれども、今、佐々木議員がおっしゃったような部分があつて、プレミアム商品券でもいいんでないかというようなアイデアもありますので、そういうことも含めて、また改めて、第3次ということもありますし、もしかすればまた第4次が出るかもしれません。その部分を含めて、対応は、担当課もありますし、担当職員もいますので、相談しながら、どうすればいいのかなということは、検討というやらないほうが多いんでないかという話がありますが、そういうことはなく、全く真っさらな状態で、やるべきかやらないべきかということを改めてまた考えさせていただきたいと思います。</p> <p>そしてまた、先ほどの答弁と変わりますが、柏崎議員は敬老会のごことで公平でないというご指摘もありますので、そういう部分を含めて、また担当課と相談しながら検討していかなければならないのかなという気がしております。</p> <p>その他、先ほど2つぐらい別な質問があります。それは担当課から説明させますので、よろしく申し上げます。</p> <p>西館議長 商工観光課長 (久保田優治君)</p> <p>商工観光課長。 佐々木議員のご質問にお答えします。 まず、9ページ、商標の更新の件でございますが、こちらはうちのほうでブランド戦略の一環でつくっております「おいらせ</p>
--	--	--

<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>1 番 (佐々木 勝君)</p>	<p>KIyORAKA」 という青いマークがあるんですが、そちらの標章を、標章の登録件数でいうと 3 件分取っているという、商品の部分で、食べ物とかお酒とかそういう部類で 3 件分取っている関係で、10 年間の更新期間が来たということで、6 か月前からの手続という形での分になります。</p> <p>次が自由の女神の関係でございますが、まず記念の委託料のほうですが、春もやっていたということですが、そちらは老朽化に伴う調査の委託でございました。実際に調査したところ、内部の骨組み等が老朽化で腐っていたり、腐食して、あと隙間等もあると。加えて、見た目どおり塗装等も汚れてきたということでリニューアルしたいということで、工事費を今般計上しているところでございます。</p> <p>あとそれから、今回の記念行事の委託料につきましては、大々的にはできませんので、この工事でリニューアルしたということで、この際、さらに 30 周年を記念して自由の女神でもう一度守り立ていきたいということで、リブランディングという形で観光の資源として再度活用していきたいという思いでやるものです。</p> <p>あと今後の周辺の工事の取組の予定ということになると、今回のこの工事を終えると、もうその部分につきましてははないということで、今年度で終わる予定でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>1 番。</p> <p>町長、じゃあそういうので、前向きでぜひ検討していただきたいなと思います。少しでもやっぱり従事者の方は、ああ見てくれているんだな町はということであれば、全然やっぱり対応が違ってきますし、力強く感じると思います。</p> <p>ということと、今の自由の女神の件ですけれども、ここで終わるというか、部門が別になると思うんですけれども、取りあえずそれはそれで分かりました。あんまり何回も 3 回も金かけられないとは思っているので、その辺周辺、やっぱり自由の女神が一番のおいらせ町にとっても、結構朝とかも今来ていますね、人が。私も朝 5 時半ぐらいにはもう散歩しているんですが、結構あそこの目の前に来て、池の前に来て写真撮ったり見回りしています。あと散歩も結構しています。そういった部分でやっぱり象徴になると思うので、ぜひこの</p>
-----------	-------------------------------------	---

		<p>辺は取り組んでいただきたいのと、それと今後そのいちょう公園周辺の整備等々も含めて考えてもらえらばなと思っております。</p> <p>以上です。答弁要りません。</p> <p>次に、15番、檜山 忠議員。</p>
質疑	15番 (檜山 忠 君)	<p>9ページなんですけれども、9ページの3の観光費の中で、区分の18、負担金補助及び交付金の関係でマイナス25万円ということで、東北デスティネーションキャンペーン青函部会事業費負担金と出ていますが、これはどういう意味の負担金んですか。</p>
答弁	西館議長 商工観光課長 (久保田優治 君)	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは、檜山議員にお答えいたします。</p> <p>9ページの観光費、東北デスティネーションキャンペーン青函部会の事業費負担金の件でございますが、こちらは今年度から、東京オリンピックを機に観光客が世界各国から日本にやってくるということで、そちらの観光客を少しでも東北・北海道地方に呼び込もうということで、県が主体となって、それぞれの東北・北海道地域の自治体間で負担金を出し合ってPRをしながら観光客を呼び込もうというものでございました。</p> <p>ただし、オリンピックが延期になっておりますので、こちらの事業等も縮小されまして、事前広報はされないで、来年等に持ち越しされる予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 15番 (檜山 忠 君)	<p>15番。</p> <p>分かりました。</p> <p>これはこれとして、おいらせ町の観光についてのことになりますけれども、関連になるかと思いますが、コロナのおかげで観光、特にお祭り、百石まつり、下田まつり、鮭まつりと、一環の行事がもう中止という状態になってしまったわけです。それが今度は来年に、これから終息していった場合に、来年どのようなおいらせ町の活気を出していくかということ、やっぱりこの観光の問題が一番のおいら</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p>	<p>せ町を元気にさせる要であろうと思うんです。そういう意味で、今回は予算は全然使わない状態になっているわけですね。だから、ぜひ来年、その予算を来年に使わせてもらえるかどうかですね。</p> <p>そしてまた、事業評価によって、本当は来年、鮭まつり等、二、三の事業が中止に近い、見当ですが、になっていますけれども、これらについても話し合いをする機会がなくなっているわけですよ、会合を持つというにも。ということで、それら含めて1年送りにしてほしいという要望です。それに対する考えを聞かせてもらえませんか。お願いします。</p>
	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>檜山議員の質問にお答えしたいと思います。</p> <p>まず、事務事業の見直しが今年度粛々と進められていくと、来年その事業が別な形でできたのか、それともやめてしまったのかというふうな、そういう状況に今年度はなったかと思えますけれども、先ほど言われましたコロナの関係でもって今年度は話し合いさえ持つ場が持たないでいる状況にありますので、ぜひともこの状態を、来年度を話し合いをすべく持ちたいなど。その事業費についても、できれば繰越したいんですけども、ただそこにおいて、町とすればこのコロナの状況がいつまで続くのかというのはちょっと分からない状態なので、取りあえず町とすれば、次年度もコロナの影響が出るようであれば、職員はやはりその事業に携わることはできない、派遣できないというスタンスを取っていきますので、その事業が来年やられるかどうかというのはちょっとまだ定かではないところで</p> <p>す。</p> <p>ただ、コロナの終息が出されたというときには、議員おっしゃるとおり、今年度の予算をもって次年度に繰り越した形で、観光事業ということでの事業をそのまま続けていきたいなと思います。</p> <p>ただ、それも来年度、今年度は事務事業の見直しができないわけですから、来年度はしっかりとした形で事務事業の見直しをしていかなきゃならないと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西舘議長</p>	<p>15番。</p>

<p>質疑</p>	<p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>その観光協会のほうでも、それなりにいろいろな工夫をして、今までのとおりのそれではなくて、事業見直しをしながらやっていきたいと、そういうことも話合いが行われていますので、それをまず理解してもらって、来年、今、副町長が言われたように、来年とにかくやらせてもらって、その中でいろいろ次の問題を考えていきたいと思っていましたので、よろしく申し上げます。答弁はいいです。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 4番 (澤上 訓君)</p>	<p>次に、4番、澤上 訓議員。</p> <p>4番、澤上です。</p> <p>私からは、まず9ページの商工費、商工業振興費について。新型コロナウイルス、非常にもう、今、心も全てが暗いイメージを植え付けられたような気持ちになっているんですけども、今回のこの支援給付金等によって、例えば飲食店の方から非常に町に感謝したいという電話が私にありました。ぜひそのこともまた町に対して伝えてくださいということで、この場をお借りしまして感謝の意を伝えたいなと思っております。</p> <p>しかし、今月の下旬からですか、県をまたぐ交流が解禁されるというか、そういうことが始まります。そうなれば、本当の意味で怖さがやっぱり迫ってくるという思いでおります。そういった中で、例えば、特に飲食店関係がどうしても、特に夜のスナックとかそういうところが3密に近いようなことがあるわけなんですけれども、そういう方々への指導といいますか、どういう方法でお客様に対してのという、そういう何か指導的なものもやっているのかどうか。それがまず第1点です。</p> <p>それから、第2点目として、関連の質問になるんですけども、本町地区の商業灯が6割ぐらい消えております。非常に真っ暗な状態です。国道沿いが本当に寂しい状態になっております。コロナウイルスだけでもイメージが暗いのに、さらにこの商業灯が暗いイメージをますます増幅させているという。非常に、犯罪とか何かがあれば、非常に危機感を感じているというのが、本町地区の方々がそういった話をされております。非常に防犯上もよくないということで、これが半年ぐらいですか、続いているのは。今ここで話してお</p>

		<p>かなければ、何かまた次の議会となるともう1年になるということで、これは先送り先送りになればこれは大変だなということもあまして、町の考え方、そういったことについてぜひお聞かせいただければなと思っております。</p> <p>それから、もう一つは、11ページのこれも関連になりますけれども、保健体育のほうですけれども。先般の全協とか、それから臨時議会のときだったかな、私、質問して、いろいろ子供たちの各種大会が全部やらないということで、それに代わる別な大会を考えているというような話もちよっと聞いたような気がしましたので、その内容を詳しく教えてもらえればと思います。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西舘議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>澤上 訓議員にお答えいたします。</p> <p>まず、1点目の飲食店等、夜の特に飲食店等の3密対策の指導等はしているのかということですが、ゴールデンウィーク前に県の、国のほう等から3密対策の指導等がなされた際、町と商工会とで連名で、各飲食店等中心に3密対策に心がけてお客様に接するようという文書を1回出しております。ただ、その後、また緊急事態宣言等の関係で指導等も変わってくるかと思うので、その辺は商工会連合会等を通じて商工会のほうにも情報が来るやに聞いております。まだ来ていないとは思いますが、今後自粛が解かれていくということになれば、来た際には、また商工会なり町とも連名になるか分かりませんが、その辺の周知はしたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>防犯と商業灯はまち防です。よろしく願いいたします。</p>
答弁	<p>西舘議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>2点目の商業灯の関係についてお答えをいたします。</p> <p>実は、この商業灯の不具合の件、当課でも把握をしてございます。地元の町内会からも、消えているということで多数ご意見をいただいているところであります。</p> <p>実は、この商業灯であります、ちよっと遡る話になりますが、</p>

	<p>平成29年度においらせ町にある各町内にある街路灯を全部リースに切替えいたしました。そのときに、電球のみならず、LED化するための灯具、そちらも併せて整備したわけなんですけど、これと併せる形で、本町地区商店街にある商業灯もLED化をしたわけでございます。ただ、このときの手法が電球のみ交換ということで、商業灯にあるポールとか灯具はそのまま生かす形で交換いたしました。ただ、その当時から、実はこの商業灯、旧百石町で平成10年頃に設置したもので、ポールそのもの、それからアームそのもの、それから灯具も老朽化が目立っているということで、当時から数年後にはがたがくるかもしれませんということを指摘されていたものです。結果的にLED化する際に電球のみ替えたわけなんですけど、通常LED電球といいますと耐用年数が長いというか、長持ちするわけですから、9年から10年は優にもつわけなんですけど、結果的に、平成29年から運用開始して3年かそこらでもう切れ始めているということです。前任者からもこのことは引き継ぎ受けております。昨年度の12月の時点で大体2割ぐらいの消えている割合が、今年度の春に入りまして5割強ということで、この数か月でもうかなり3割近く不具合が目立ってきました。電気事業者にいま一度確認したところ、電球のみの交換であればもう意味がないと、また消えますよということで、灯具そのものを替えなければ根本的な解決にならないということでした。リース契約上、電球のみの交換は保証対象となるんですが、構造物そのものの改修ということになりますので保証対象外ということで、当然費用もかなりかかります。町内会側にしてみれば、電球のみの交換で保証対象でできるはずだけれども、それがうまくいっていないのでどうなっているんだということでも多分ご意見がいろいろ来ているのが現状でございます。</p> <p>先月、当課で現場を全部状況調査したものがございまして。全部87基あります。1本当たり全部2灯ついておりますので174灯あるわけですが、この5割から6割が現在消えているという状況でありますので、その修繕そのものの手法を電気事業者と今相談しているところであります。それを調べた上で、各町内会のほうに入って行って状況等の説明をしたいなと思っております。</p> <p>何分経費もかかることとございまして。現在、各町内会で電灯・街灯を修理する際は、町と町内会で半分ずつの費用負担ということで取決めをしております。一応この商業灯についても街路灯に付随</p>
--	--

<p>答弁</p>	<p>西舘議長 教育委員会教育 長 (松林義一君)</p>	<p>するとかその範疇にあるものですから、そういう形で各町内会 にお願いしているわけなんです、現状そのものが構造そのものを 変えなければいけないということでもありますので、その費用負担の 在り方も含めて今内部で調整しているところであります。</p> <p>いずれにしても、各町内会に、9町内会ありますが、9町内会に 対しては現在の状況をまずは説明しなければいけないなと思ってい ます。その上で方針等ちゃんと考えて、各町内会にまた、2段階に なりますが、説明していきたいと考えてございます。今しばらくお 時間をいただければと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>学校の部活動のことも含めてお話をさせていただきますが、中学 校の中体連で全国大会が中止、東北大会も中止になりました。そし て県大会も中止になりました。上北地方中学校体育連盟の話合いで、 県大会の予選を兼ねていた上北大会も中止となりました。なぜ中止 にしたかという、県大会を中止したときの理由、それを払拭でき ないということで、上北大会も、つまり上北地方というのは非常に 広域にわたりますので、北は横浜町から南は私たちおいらせ町、広 域で動くことについて非常に不安があるということで、これ中止に なりました。</p> <p>そこで、中学校の校長先生たちと相談をして、いろいろ話合いを 持ちましたけれども、やはり、特に3年生を中心にどこかで区切り をつけてあげたいなと。今までやってきたところで多少試合のよう なこともさせてあげたいなという話合いを持ちました。おいらせ町、 ちょうど3つの中学校がありますから、その3つの中学校を中心に、 試合をする機会を設けてあげたいということで、今進んでいるとこ ろです。その中には六戸町も含めて5校の中で、練習試合を中心に、 例えば野球であれば5チームありますから、その中で優勝チームを つくるような試合をしていきたいなということで、校長先生たちと 相談をしているところであります。</p> <p>その際も3密を避けるとか、そういう対策はもちろん必要であり ますけれども、やはり3年なり、あるいは小学校から続けると結構</p>
-----------	---	--

<p>質疑</p>	<p>西館議長 4番 (澤上 訓君)</p>	<p>な年数でいろいろなスポーツをやってきた子供たちですから、どこかで少し区切りをつけてあげたいなということで進んでいるところ であります。</p> <p>ちなみに、上北地方の動きとしては、三沢市は三沢市内だけで、十和田市は十和田市内だけで、それから西地区、つまり東北町と七戸町だけでやると。そして北は横浜町、野辺地町、六ヶ所村、この地区の中だけでお互いに試合をやるという動きが今進んでいるところ であります。</p> <p>なかなか国から示されているような、いろいろな文科省から示されているような対策を取りながらこういうような試合をするというのはなかなか難しいところはあるんですが、何とか子供たちの気持ちも考えて、どこかでバランスを取りながらやっていきたいということで、これからも学校と相談をしながら進めていきたいなと思っています ところ であります。</p> <p>以上です。</p> <p>4番。</p> <p>分かりました。</p> <p>商業灯に関しては、これからまだまだ調査等も含めて、割合が、あれ電球の割合ということですか、あれ。電球に対して半分半分とかなんとかという、そういう割合ですか。その辺のところ1点教えてください。負担の割合。</p> <p>それから、今のスポーツの大会ですけれども、そういうやはり気配りしていただいて、本当にありがたく思っております。種目は部活がある種目全部というような考え方でよろしいのでしょうか。それ ま ず2点目。</p> <p>それから、商工関係のほうなんですけれども、飲食店関係ですけれども、大都会では夜の街からコロナがどんどん出ている、でも今、今度は逆にカラオケバーから増えてきているというような話がありまして、非常に、いやどういふふうに感染しているのか私もちょっと分からないんですけれども、不安もあるし、また、カラオケを歌いたいなという思いもありますし、その辺が非常に、どういう判断をしていくのかというのも非常に難しいのじゃないのかなと思っています る んですけれども。そういう話がどこからか、県内のそういうと</p>
-----------	--------------------------------	---

答弁	西舘議長 まちづくり防災課長 (成田光寿君)	<p>ころから話何か出ていませんか、その対応の仕方ということですが、 れども。 以上です、3点。 まちづくり防災課長。 商業灯の関係についてお答えをいたします。 町と町内会の負担ですが、街灯、商業灯も含めてであります、 新設とか修繕に係る経費について、町と町内会でそれぞれ半分ずつ ということで、補助するような形になります。町内会のほうで街路 灯を新設したい、街路灯を修繕したいとなると、それが補助申請が 上がってきて、その経費の2分の1を補助するという形になります。 結果的に、どういうケースであっても、町と町内会が半分ずつ、そ ういう費用負担という考え方でございます。</p>
答弁	西舘議長 教育委員会教育長 (松林義一君)	<p>教育長。 お答えをいたします。 細かくなりますが、例えば木ノ下中学校の男子バレー、これは六 戸町とおいらせ町にはそれ以外はありませんので、この際は、基本 はおいらせ町と六戸町にしたつもりなんです、その際は上北中学 校に声をかけて、何とか実施させてあげたいということで今進めて いる、相手の校長先生たちの了解も得ておりますので。それから、 陸上は物すごく人員を必要とします。その大会を開くために、多く の役員とかいろいろな係が必要ですので、これは六戸町、おいらせ 町の学校の先生が集まってもなかなかできませんので、これはまた 別途何か対策を取りたいという校長先生たちの要望もありまして、 通信のような大会もあると聞いていましたので、それらに何か参加 できないのかなということで、そういう相談をしているところであ ります。 なお、剣道とか、それから柔道は町内にはありませんので、それ は大丈夫だと思います。剣道があっても、これは全国のほうの組織 から、剣道については全部取りやめという指令が来ているみたい なんです、そういうことの関わる学校はありませんので。 なお、ちなみに冬の種目については、これからまた状況によって</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>いろいろな相談をしていかなければならないと思っていました。</p> <p>それから、部活動ではないんですが、困っているのは、実はブラスバンドです。飛沫感染が非常に心配される活動ですので、これをどうするかはなかなか難しいなど。吹奏楽連盟からは、これは毎年行っている地区予選を兼ねた大会と交歓会があるんです、2回ほど。ほとんど三沢市の公会堂で行っているんですが、これは中止と、やらないという連絡が来ておりました。それに代わるものとして、学校のほうでは、ブラバンはそういう大会がなくても、例えば文化祭で今までの練習の成果を報告する会みたいなものをどの学校もやっていますので、そういう形でやれないものかなということで、今検討中でありました。</p> <p>なかなか子供たちの活動全てどこかで区切りをつけてあげるといのは難しい場合もありますけれども、何とかそういう形で進めていきたいなと思っています。</p> <p>以上です。</p>
	<p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>飲食店、特に夜の飲食店やカラオケバー等からコロナが感染するケースがあるということで不安もあるということですが、商工政策上としては、県から特段今は一般的な3密対策とか除菌とか消毒の関係しか来ていないので、恐らくなんですけど、飲食店等は県の保健所の許可等で飲食店の指導を受けていることになっておりますので、衛生的な部分でいくと、マイクの共用とかリモコンの共用というところで、直接接客する側との接点のほかに、そういうお客さん同士の接点で使い回しされている部分で消毒が行き届かないとか、そういう部分も多分あるかと、私の私見でもございますけれども、そういう部分もあるので、保健所等の指導が最終的には大きいのかなと考えておりますので。その辺はうちのほうとしては特に今までは確認はしていませんけれども、商工業のほうからの指導等があれば、すぐ提供することは可能ですので、そういう準備はしておきたいなと考えております。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>4番 (澤上 訓君)</p>	<p>4番。</p> <p>分かりました。</p> <p>先ほどの商業灯の件ですけれども、全部に対しての半額ということになると、果たして町内でそれ全部できるのだろうか。要は、街灯そのものも例えばちょっと腐ってきている。電気の球だけでも結構値段が高いですね、LED。その半分となれば、どうにかこうにかやれるところもあると思うんですけども、そういう大きいところまで発展したときに、いやなかなか町内会ではもう手に負えない。そうなれば、ずっともう永遠に暗いイメージでいくのかどうなのか、その辺のところも非常に不安を覚えているところでありますので、その点について、最後をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>私からお答えしたいと思います。</p> <p>実際のところ、まだ課長が言ったみたいに町内会等と話し合いを持っていない状況なので、その町内会さんのほうでどの辺まで、2分の1の修繕なのか、球の取替えなのかということまで持ち出しできるのかというのは、今のところ分からない状況です。</p> <p>ただ、この商業灯につきましては、旧百石町の時代、先ほど平成9年と言いましたけれども、そのときにつける際は、本町地区全町内会に対して、その商業灯の在り方というもので相談を持ちかけました。その際に、今後設置したとしても、修繕費、それから球の取替え等については全てが町内会の持ち出しになりますよ、それでもよろしいですかという内容だったと思います。それでもって実際のところ、八幡町、大工町、新町、それから七軒町のところが、そういう約束はうちのほうはできない、持てないということで取付けにならなかった経過があります。そのことを踏まえすと、今、澤上議員おっしゃる、全額もしくは2分の1というその議論は、ちょっとその辺までの状況も踏まえながら、一度町内会さんと話をしてみたいと思いますので、ちょっとどういう展開になるか。いずれにしても、それが例えば機器を全部取り替えなきゃならない、撤去してやらなきゃならないということになってくると、それ相当のまた金額がかかってくるわけですから、その辺の取扱いもどうすればいい</p>

質疑		<p>のか。それから、今の各町内についている、本町以外の町内についている電信柱等についている街灯でいいのかも含めて、ちょっと協議させていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>ここで、昼食のため、1時30分まで休憩いたします。</p> <p>(休憩 午後 0時01分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>(再開 午後 1時30分)</p>
	西館議長	<p>14番、松林義光議員。</p>
	14番 (松林義光君)	<p>申し訳ありませんけれども、関連質問させてください。</p> <p>昨日は平野議員から、保育園とか幼稚園、児童館等々で働いて頑張っている方々に1人5万円支給せよと。今日はまた佐々木 勝議員から、2万円くらいの商品券を与えてもいいではないかと心強い言葉を頂戴いたしました。本当にありがたいなど、こう思っております。</p> <p>そこで、まず第1点は、平野議員の質問に対して、町長は、平野議員のような声もある、また一方において、町民から、イベントが減っていると。ですから、その5万円は必要が今のところ考えていないというふうな答弁でありました。確かにイベントは減りました。生涯学習実行委員会から先般通知が入りまして、今年中止をいたしますと。古間木山の盆踊り大会も中止いたしますと。それには私も保育園は前に参加しておりますので、そういう点においてはイベントは若干減っておりますが、これから保育園自体は、運動会とかお遊戯会とかいろいろな行事はこれから実行していく考えであります。ですから、保育園ではノロウイルス、はやり目、いろいろな感染があります。消毒も毎日のように、特に使うとすぐ消毒をしております。玄関では、お客さんの対応はあそこで止めております。事務室には入れません。いろいろな工夫をして、いろいろ職員どもは頑張っております。やはり町長もその点は考慮をして、私は別に、金をくれと、そういうことは一言も言いません。ただ、職員の皆さんは頑張っていますよと、そういう励ましの答弁が私は欲しかったと、こう正直に思っているところであります。別に答弁は必要ありません。私の思いを町長に言っているだけでございます。</p>

		<p>もう1点は、先ほど柏崎利信議員が質問いたしました。私も敬老会について若干いろいろ考えることがありまして、今日聞こうかなと思っておりましたら、柏崎議員が聞きましたので。課長の答弁は、これから、町内会が主催してやっておりますので、町内会の会長さんとかその世話人とか集めていろいろ今後検討していきたいと。私は別に地区敬老会に反対をしているわけではございません。副町長は、町で主催するものはほとんど中止しますと、補助団体に関しても自粛を求めるといふ、再三にわたり答弁をしております。敬老会には反対はしませんけれども、若干方向転換したのかなと、こう思っております。その考え方について、介護福祉課長からお伺いをしたいと思います。</p> <p>それから、昨日、檜山議員の一般質問を聞いておりました。学校プールはリスクを考えて今年実施しませんという話でありました。それで、町民プールは7月1日から行いますと、オープンしますと。学校はリスクを考えてやりませんよと。でも、町民プールは堂々と7月1日からオープンしますと。リスクがないのか。そして、部活動。部活動は、昨日も平野議員が質問しておりましたけれども、1時間程度でやめてくださいと。もう体操してランニングしたら、それで着替えをしたら大体1時間で終わりじゃありませんか。じゃあ、この町民プールは何時間いて、オープン、開放しているんですか、1日。部活動は1時間という話であります。この町民プールはどのくらいの時間帯でオープンするのか、その点も併せてお伺いしたいと思います。取りあえず答弁を。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>敬老会の件について。イベントの方針転換、イベントの中止等について方針転換したのかということで、方針転換ということではなくて、イベントについては不特定多数の方が参加すると、そういう意味で町のほうで6月以降のイベントを中止もしくは延期ということにしたものでありまして、敬老会については、限られた地区での開催と参加者が分かる、そういったことで、厚生労働省からも、そういった場合にはコロナ感染症の防止対策をしっかりやれば、そういう会を開催してもいいというような通知も来ております。という</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p> <p>西館議長</p>	<p>ことで、この通知が来たことによって、私のほうでも、感染防止対策をきちんとやって、距離も取って、3密にならないような対策を取ってやるのであれば開催してもいいんじゃないかということで、検討したいと申し上げたものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>松林議員の質問にお答えします。</p> <p>町民プールでございますが、学校プールのほうは授業としてはやらないということでございまして、町民プールはじゃあリスクはどうなんだということでのご質問ですが、近隣の市町村のほうも全部調べておりました。その中で唯一やめたところは、階上町さんが温水プールなんですけれども、やっぱり安全対策を取れないということでやめております。それ以外については条件付で再開して、6月からやっているところも多数ありまして、その場合、例えば市町村の方のみという形、そこの町民のみとかという形でやったり、あと2時間に制限したりといったことで、プールをオープンしているところです。うちの町民プールについてもそういう3密対策どうかいろいろ考えているところですが、プールの水の中は比較的安全だと言われております。ただ、一方、プールサイドとかに間隔が密になるような状況であれば、それはちょっとリスクが高いのかなということもありますし、あとロッカールームも30センチずつのロッカーなので、非常に隣り合わせの部分では密になります。そういった部分を間引いたりとか間隔を空けたり、あとその利用人数も、あそこ100人ぐらいはプールとして入るんですが、それを30人、40人という形で制限をして2時間ぐらいでということオープンできないかどうかということで今検討しておりまして、十分それは大丈夫じゃないかということで今考えておりまして、7月1日オープンに向けていろいろな対策を取った上で実施していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>学務課長。</p>
-----------	--	---

答弁	学務課長 (柏崎和紀君)	<p>私から、答弁ということではないんですが、先ほど、部活動1時間に制限しているということで、もしこちらでアナウンスしているのに皆さん誤解があればあれですが、6月からは通常の部活に戻して、通常どおりの練習等になっておりますので、そこは一応お話しさせていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	14番。
	14番 (松林義光君)	<p>敬老会、町内会長会議等々を開いて決断をしたいと、結論を出すという話とすれば、町内会が主催をしておりますので、その町内会が今年は希望しませんと、古間木山は今年は辞退をしますと、木内々は実施しますと手を挙げた場合は、その町内会の判断にお任せをすると、そういうことでよろしいでしょうか。</p> <p>それから、町民プール、昨日の答弁を聞いておりますと、町外の方々には利用は遠慮をしてもらおうという話であります。これは、私は分かりませんが、昨年度まで利用台帳に名前を記載し、住所を記載しているものかどうか。今年度はどのようにして町外の方々の見分けをするのか。なかなか私は厳しいところがあるかと思っております。無料ですから、暑いときは誰でもプールを利用したいと思っております。また、事実かどうか分かりませんが、シャワーを利用する方、町外の方も結構いるという話を承っております。それも事実なようであります。そういうことをどのようにして町外の方々を利用させない、その手段をお伺いしたいと思います。</p>
	西館議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>お答えします。</p> <p>まず、代表者会議等につきましては、まだ開催するということが決めたわけではございませんので、その会議についても検討させていただきたいと思っております。</p> <p>もし開催するという事になった場合には、今のコロナの感染症の状況もありますので、開催する、私の課のほうでこういうふうな要項でやりたいということでご案内をして、やる、やらないというのは、やはりこういう状況でもありますので、そこは町内会の判断</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長 社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>になろうかなと思います。 以上です。 社会教育・体育課長。 お答えいたします。 町外の方をどのように確認するかというご質問ですが、これまでも住所とお名前を書き添えていただいております、申請書に。それを見てということで、もちろん貼り紙等でも町外の方はご遠慮いただきますということは掲示させていただきまして、ホームページ等にもこのように載せますが、実際書いてもらった際においらせ町かどうかの確認をして、もし違う、町以外の方であれば、そこは申し訳ありませんということでお断りするということにしたいと考えております。 あと、シャワーの利用について町外の方が使われているというお話がございますが、実際そういうところもあるかと思いますが、そういった部分も、明らかに町外の方だということが分かっている部分でいけばお断りするということですね。 ただ、厳重に、例えば大人の方で免許証出しておかということまでは、今の時点では考えておりません。 今、ほかの市町村の状況も見ますと、だんだん、最初は村民だけとか町民だけでやっていたんですが、徐々にもう町外の方もいいという形で解除していっている方向がありまして、その辺も見て、様子を見て、状況を見て、そういう解除も、実際やってみて、どの程度利用者が来るのかも様子を見て判断していきたいと思っております。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長 14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。 介護福祉課長、私、ちょっと誤解していたようであります。私は柏崎議員の質問に対して、町内会長さん方を集めて検討するというふうに、そういうふう聞いたと思ったから、今あえて質問しました。ご了承いただきたいと思っております。 それで、学校プールは使わないということでありまして、とすれば、</p>

答弁	西館議長 学務課長 (柏崎和紀君)	<p>今年度の業務委託は発生しているのか、これから契約しようとしていたのか、まだ契約していないということなのか、お伺いいたします。</p> <p>それから、この町外の方々を利用させない、これは役場職員ではなくて業務委託を受けている職員の方々がこの仕事をするのか。</p> <p>それを2点お伺いします。</p> <p>学務課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず学校プールの開放に関して、木ノ下小学校の件だと思いますが、契約は既にしております。この後、業者と打合せするんですが、その関係でその人たち、雇用しようとしていた方々を今後どうするかということで、実は町民プールのほうも7月からということで、そこで人が見つからないような状況もあるということで、そちらで代わりとといいますか、雇用していただけないかとか、そういった部分はこれから詰めていく予定にしております。いずれにいたしましても、業者の方の不都合にならないように対応する予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	西館議長 社会教育・体育課長 (松山公士君)	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>業務委託既にしておりまして、その会社の職員の方がそういう確認を行って、利用してもらうという形になります。もちろん7月当初はどのような状況かというのもこちらもよく見て、今後の対策等も考えたりしなきゃいけないので、担当の者を最初しばらくの間は行ってもらって様子を見ていただく予定にしておりました。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 8番	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>8番、平野です。</p>

	(平野敏彦君)	<p>私は何点か質問させていただきますけれども、3款民生費、6ページですけれども、ひとり親家庭支援商品券の支給交付金の中で、町内産地直売所で使用できる商品券1万円とありますけれども、この町内産地直売所というのは、例えば、私、二川目ですけれども、二川目ではコンビニしかないんですけれども、これはコンビニも対象になるのか確認をしたいと思います。</p> <p>それから、6款のところは、コロナウイルスの農業分野の6款1項2目のところですが、コロナウイルスの影響により解雇や休職を余儀なくされた町民等を農業分野において雇用した場合とありますけれども、これは、コロナの影響によりというのは、受けている人があるのかなというのがちょっと疑問を感じるんですけれども。この見通し、コロナに、おいらせ町では感染者がいないわけで、どういう捉え方をしているのか。ちょっと説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、9ページのところの7款1項2目商工振興費のところですが、この新型コロナウイルスの影響で収入減少となった小規模事業者とありますけれども、この小規模事業者についても、これはコンビニが対象になっているのかどうか、こども確認をしたいと思います。</p> <p>それから、9ページのところの同じ商工振興費のところ、消費喚起のための町内店舗で使用できるとあるんですけれども、このプレミアム商品券についてもコンビニがどうか、これも確認をしておきたいと思います。</p> <p>それから、消防費のところの10ページですが、新型コロナウイルス感染症流行において、自然災害が発生し避難所を開設する場合必要となる物品を購入するためとありますけれども、この物品の中身と、それから今非常に自然災害発生に対して新型コロナウイルスの避難所が通常の形ですと対応できないというのがマスコミ等に出ていまして、私もなるほどなと思って見ていましたけれども。今までですと3密状態で避難所に対応していたんですけれども、私たち町内会でも、これからは避難所に来てもらってもかえっていろいろな意味で対応ができなくなる、非常に危険なところがこの避難所になるんじゃないかと。どういう形で避難所の開設をする、そしてまた避難者に対する対応をどうするのか。この手順とかそういうのが多分まだできていないということで答弁あると思いますけれど</p>
--	---------	--

	<p>も、他の自治体ではもう模擬で実践をしているわけですから。この辺の対応の仕方、これもひとつ示してほしい。</p> <p>それともう一つは、最近、二川目地区だけではないと思うんですけども、非常に三沢の航空機のF何ぼですか、その訓練か試験か分かりませんが、すごい騒音が、朝とか昼、うるさいくらい聞こえて、昼でも子供たちが支障を来すぐらいの騒音が発生をしております。これについては、その後新聞等でも掲載されましたけれども、F35ですか、それが配置になってから三沢市でも非常に騒音に苦しんでいると。二川目はその隣にあるわけですから、海のほうへ回って転回するときとかなんてというのは、腹に響くぐらいの音がするわけですよ。子供たちにとっても、私は、本当にこれは大変な事態だなという思いと、住んでみたい町おいらせにあっては、こういう環境ではよくない。この空自三沢F35騒音、移転基準値超えの可能性があるので、三沢市でもそういう捉え方をしているわけですから、町でもこの騒音調査とかいろいろ対応をすべきだと思うんですけども、これについての考え方をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それから、11ページのところ、教育費の小学校、中学校の扇風機の設置は、各クラスに設置するのか、この内容、中身をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それとあと1点。町民プールの利用ですけども、今、松林議員も質問しましたが、町外の利用を制限しますよ、私はあれもだめこれもだめ、子供たちはこれから夏になれば大変だと思いますよ。ですから、そういう意味では、利用させることは私は非常に子供たちにとってもいいんじゃないかなと思っておりますけれども、これから夏休みになって、自分たちの例えば親族とかそういうのが帰省したとき、帰ってきたとき、孫とかそういうのが来たとき、プールに行きたい、いや町外だからだめだと。そういう対応でもいいのか。やはりじじ、ばばの人气が落ちるんじゃないかと。やっぱり自分たちの孫とかそういうのに対しては、ふるさとに帰ってくる、また将来帰ってくるかもしれません、そういうのも制限するのか。この辺の範囲をちょっとお聞かせをしていただきたいと。</p> <p>それとあと、今、柏崎議員、それから松林議員が言っています敬老会ですけども、私たちも9月に敬老会を町内でやっておりますけれども、今やらなければもう対応するいとまがないし、それと私</p>
--	--

		<p>は、これは町の補助事業だということですのでけれども、やはり町が指針をすべきだと。課長の判断じゃないんじゃないですか。町内会で主管してやるわけです。町の事業を町内会が補助金をもらって主管してやるわけですから、基本的な考え方というのは町長が示して、こういう条件、こういうものでなかったら、もう無理してやるなど。例えば3密に近いといったって、2メートルずつ離してやったら、何人、私たちの生活会館の中で収容できますか。制限できますか、そういう希望者に対して。やっぱりそういうことも私は課長一人の答弁聞いて、とてもじゃないけれどもこれでは、やはり町が各町内会に補助金を出すためには、こういう状況整ったところはやってもいいですよということをちゃんと種々説明してほしい。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>平野議員からのご質問で、独り親家庭への商品券、町内4つの産地直売所だけでコンビニは使えないのかということだったんですけども、はい、産地直売所だけで、コンビニは使用できる場所とは考えておりません。</p> <p>以上です。(「もう一回。ちょっと聞こえない」の声あり) すみません。町内4つの産地直売所だけで、コンビニで使用は考えておりません。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それでは、私からは、農業労働力確保支援補助金のところの、この解雇や休職を余儀なくされた町民ということについて、この辺の見通し等について説明がありましたので、お答えしたいと思います。</p> <p>これにつきましては、要はコロナで被害に遭った方の生活支援という意味があります。</p> <p>もう一つは、農業の労働分野において人手不足が発生している、あるいは農業の分野で外国人労働者等が入ってきていないと、これはコロナの影響になりますが、そういった問題点があります。そう</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>いった両者をマッチングさせるような制度ということで、雇われるほうにつきましては、新型コロナウイルスの影響により、例えば一時休職中とか、業績悪化で解雇された方ですとか、飲食店の自粛により休業となった方ですとか、または大学生等でアルバイトが制限された方というふうな方を対象にしたいと思っておりました。</p> <p>こういった方、おいらせ町内にいるかどうかというお話もありましたが、例えば農業者、おいらせ町の農業者とか農業法人であれば、おいらせ町民でこういった影響を受けた方を対象にしたいと今思っておりました。</p> <p>また、おいらせ町内の農業者でコロナの影響を受けた方が、実際に新聞報道もされておりましたが、某青果会社とか、例えば外国人の実習生が入ってきていないと、それで農業に支障が出ているという、そういう農業経営体もありますので、そういった経営体につきましては、町外で、町民ではなくて町民以外でも、例えば新型コロナで影響を受けた方、町外の方を採用した場合もこの事業の対象にしようと思っておりました。</p> <p>そういった意味で、4月1日に遡って適用されますので、例えばその某青果会社なんかは、そういう実際に雇った実績等があるということで、その辺も対象になると。それ以外にも、例えば大規模に農家をやっている方で、農業法人なんかでは外国人実習生が入ってきていないという実情もあるみたいですので、そういった農業経営体も、これから例えば収穫時期等にこういった方を採用した場合は対象になるという扱いにしていきたいと思っておりますので、その辺はこちらでもいろいろな農協の広報誌ですとか広報等、ホームページ等通じて、使われるようにPRをしていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>それでは、9ページの休業協力事業所の減収者の給付金に関して、まずお答えいたします。</p> <p>こちらは、4月29日から5月6日の間、県の休業協力要請に基づいて、一般的には飲食店とか夜のお店なんか、あと宿泊関係、宴会関係の業種が休業協力要請されたもの及び任意で休業協力した場合、協力金をもらえるという制度でしたけれども、こちらの対象業</p>
-----------	--	---

<p>答弁</p>	<p>西舘議長 まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>種にコンビニが入ってございませんので、むしろ日常生活用品の販売ということで開けるようにということで推奨されていたものなので、コンビニは対象外でございます。</p> <p>あと、同じくプレミアム商品券のほうで、コンビニでも使えるかということであれば、こちらは後で商工会から町内のお店に、使えるお店に登録しませんかというご案内がございますので、そちらに申し込んでもらえれば使用できる店舗として登録されますので、申し込んだコンビニであれば使えるということでお答えしておきます。</p> <p>以上です。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>私のほうは4点ほど質問をいただいていた。</p> <p>まず10ページの9款消防費のところの避難所を開設する際に必要な物品等というところがございますが、ここで想定しているものがございますが、たしか先般の議員全員協議会のときも備蓄品概要はご説明しておりましたが、不織布マスク1万枚、それから消毒液500ミリリットルのものを約280本、それから歯ブラシ2,800本、キッチンペーパー17組、使い捨てのビニール袋38袋、それから段ボール用のパーティションを120セットであります。このほかに庁用器具費のところ、非接触型体温計13個を予定してございます。</p> <p>それから、2つ目が避難所を設ける際に通常の運営の仕方とちょっと異なってくると。その開設方法はどのようなものかということでご質問いただきました。この辺は、国からある程度の技術的助言ということで通知が来ていまして、それに基づいたものを今内部で調整しているものでございます。大まかなところで言いますと、なるべく多くの避難所を開設しましょうとか、あとは親戚とか友人宅で避難可能な場所を見つけておくようにしましょうとか、この辺は町の広報紙でこれから周知しようと思っているところがございます。それから、避難してきた際に、避難所での避難者の健康状態の確認。手洗い、せきエチケットの徹底であったり、それから避難所の衛生環境の確保、それから十分なスペースを取るということこ</p>
-----------	--	--

		<p>とで、基準では大体2メートルぐらい、避難所の中でそれぞれ世帯を設けるわけなんです、大体2メートルぐらい間隔を持てるように配慮しようということで、一応国からもお示しされているものでございます。一応、これらを基に、今、町内部でマニュアルづくりをしているところでございます。</p> <p>3点目、これらのものをどういった形で説明していくかということでございますが、7月中をめどに対応マニュアルというものを内部できちんと策定したいと思っております。これが出来上がりましたら各地区にお配りしたいと思っております。全ての町内会ほか自主防災組織に説明するとなりますとちょっとかなりな時間とか日程とか取られることとなりますので、一応今年度予定しているのは、現在、防災安全マップを更新している最中でございます。これを配布と併せて、特に今回の防災安全マップについては奥入瀬川の洪水等を想定したものが反映されますので、まずは奥入瀬川河川沿いの浸水域の地区を対象にそういった防災安全マップの説明と併せて、このコロナ禍における避難所の運営の仕方等も説明していきたいと思っております。</p> <p>それから、4点目、三沢基地の航空機の騒音の関係でございます。こちらにつきましては、所管するのが三沢防衛施設事務所になりますので、そちらに申し入れするなり相談するなり、そういった対応をしていきたいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>それでは、私のほう、学校の扇風機の設置、各クラスかということでご質問がありました、議員おっしゃるとおり、各クラス、普通学級と特別支援学級、91ありますので、そちらに設置する予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>社会教育・体育課長</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>町民プールの町外の利用者の制限をしなくてよいのではないかと、というご質問だったと思うんですが、特に子供たち、夏休み県外から</p>

答弁	(松山公士君)	<p>帰省してくる子供たちと自分たちの子供と一緒にいく機会もあるのかと思います。そういった部分も十分考慮して、今、当初は、まず2割程度町外の利用者があります。それを、8割程度が町民ですので、それでスタートして、2週間程度ちょっと様子を見させていただいて、その後に町外の利用者の部分どうするかというのは判断させていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。</p>
	西館議長	<p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>今、敬老会につきましていろいろなご意見がありましたんですけども、うちの介護の課長がいろいろな部分で検討するということをやったならば、それにちょっとまだ物足りないという回答のようでありまして、私から一言言いますけれども。</p> <p>これからいろいろな方々と相談しながら、私と副町長入れて結論を出すというのが見当でありまして、そういうことで間違った答弁はしていないし、軽い答弁でもないと思って、一生懸命仕事に取り組んでいるなと思っております。ただ、遅い早い、それは少し皆さんの町内会の役員あるいは敬老会に携わるものとして手遅れだよというご意見があれば大変ですから、今、議会が終わりましたら早速そういう部分で指示はしますけれども、結果的に課長方の自主性あるいは自尊心、そういうものを傷つけないように、そしてまた、できるだけ、今までは本当は順調にやっていると思っていたかもしれませんが、今やらないと間に合わないというきついご意見が4人ほどありましたし、また、景品が貧弱だという意見もありますので、そういうことも含めて、敬老会は急がせて対応、結論を出しますのでご了解していただきたいと思います。</p> <p>ただ、いろいろな部分で誰も経験したことのない新型コロナの対応が非常に難しいという部分もありますので、そういう部分も含めて職員も心身ともに疲労困憊だと思っております。その中におきまして、それ仕事だべと言われればそれまでですけども、そういう部分も含めて少し職員の対応も遅いのかなという部分は何とかお許しいただきたいなと思っておりますので、よろしくご理解してください。お願いします。</p>
西館議長	<p>8番。</p>	

<p>質疑</p>	<p>8 番 (平野敏彦君)</p>	<p>私が言っているのは、別にそういう心配されることを言っているだけで、やっぱりやるほうの側、受けるほうの側もそういう事情がありますよということを言っているわけですから、その辺お互いに相互理解をしないとだめだと思いますよ。</p> <p>それと、次またあれですけれども、さっきちょっと1つだけ落としたのでもう一回確認します。5ページのところですけれども、総務管理費のところ、庁用器具費で公共施設、庁舎、扇風機、これは公共施設というのは、例えば町の公共施設、それから集会施設はどうなるんですか。例えば今避難所とかそういうところも公共施設、町の部分で当たると思うんですけれども、これらの扱いはどういうふうに考えているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、さっき6ページのところで、ひとり親家庭のところではコンビニは除外ということになりますけれども、二川目町内を見ますとコンビニしかないわけですよ。この町内産地直売所4か所とありますけれども、この産地直売所4か所は、ちゃんと名前、場所、確認してください。買物したくても、独り親家庭で車のないところとかそういうのもあれば、私は大変だなという思いがあります。これをひとつもう一回確認させてください。</p> <p>それから、8ページの農業費のところすけれども、いろいろな意味で外国人が入ってこられなくて労働不足に陥っているところもあります。課長の言っている意味では、非常に範囲を広げて対象者が生まれるような話なんですけれども、じゃあその農家で今大体、大根の出荷とかそういうのが最盛期をちょっと過ぎようとしていますけれども、今これを過ぎれば、またニンジンまでの間ちょっと間があって、私が見ているところすと、町内の人を雇用というのはなかなか容易でないなと思って見ているんですよ。若い人が来ているのは皆町外ですよ、三沢市とか。その中で、例えば3時間雇用とか4時間雇用とかそういう人が働いていますので、この部分で上限3,000円というのは1日の日当に対する上限3,000円なのか、この辺の中身もちょっと農家の人に分かりやすい資料提供してやることによって、この制度が生きてくるんじゃないかという思いがありますので、この辺ちょっと補足説明をしていただきたいと思います。</p>
-----------	------------------------	--

それから、さっき商工費のところでは、商工会の登録をすればコンビニは利用できますよということですけども、7款1項2目のところ。これはやはり商工会登録というのはどういう形なのか分かりませんが、特に二川目の場合1店舗しかないわけで、この辺はせっかくこのプレミアム商品券の、高齢者でももらって使いたいなと思っても使えないということになれば、町内から出る交通手段もない、乗せていく人もない、そういう人方が全然宝の持ち腐れになるんじゃないか。やっぱりこの部分というのは町民のために、コンビニなんかはその地域が一番今活性化になっているんですよ、二川目の場合ですと。そういうところが利用できないというのは、私はちょっとおかしいなという思いがあります。なぜそういうふう組織の中に組み入れなければ対応できないのか。これをひとつもう一回説明をいただきたいと思います。

それから、消防費のところですけども、配布の物品、この中身は分かります。それと、例えば今、奥入瀬川流域の水害発生したときに、私は今までの避難所というのは、今のままでいったら何人収容できますか。私はもう学校とかそういうものを全面的に利用しなければ、水害の場合だったらもう全体的に被害を受けるわけですから、親戚、友達のところだって皆被害を受けるわけでしょう。そういう対応の発想を変えて、もう私だったら、小学校、中学校、2階以上、3階以上のところを、全面的に避難して、そこに収容するんだという方法も検討するべきだと思うんですよ。例えば津波とかそういうのだったら、20メートル以上のところの親戚とかきょうだとか、そこに避難してくださいというふうなのでやれば私は理解できますけれども、奥入瀬川が氾濫したらほとんどがそういう意味では被害を受けるわけですよ。残るところは、高いところは学校しかない。やっぱりそういう地域的なものをちゃんと認識をした形で町民にも説明してほしいし、なるほどという対応をしていただきたいということです。

それから、敬老会は、何も別に私が遅いと言うのは、自分たちが、町内会が企画をして進めていく中で、参加者名簿、出欠、各班ごとに出欠確認する、送迎する手順を整える、そういうものからいって、期間がある程度なければだめですよということなんですよ。ですから、私は今年は本当にどうかなという心配をしていますし、1年敬老会を中止しますと、私はその翌年の反動が、今まで約半分が来て

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>いるものが私はもっと減ると思いますよ。</p> <p>平野議員、ちょっとすみません、議長交代しますので、どうぞ続けてください。</p> <p>交代したら、私も交代するようにしますよ。</p> <p>そういうふうなのもありますので、何とか、無理してやることもないと思うんですけども、その辺の、例えば敬老会を切替えて、三沢市式で弁当でも各町内会の方が配って、そういうふうにしてお祝いするとか、途切れることは私は本当に次のことを考えると容易でないなという思いがありますので、その辺も併せて教えていただければと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>私からは、質問の中の予算の事項別明細書、5ページの2款1項4目財政管理費の庁用器具費の内訳についてご質問がございましたので、お答えいたします。</p> <p>こちらに金額計上しております102万円、扇風機購入費として計上してあるものですが、配置を想定したものとしては、庁舎、それから図書館、公民館、体育館、それから児童館など、長時間人が詰める、もしくは勤務することになっている施設であって、その人たちがマスクをつけたことによって熱中症になることを防止する、もしくは換気を促進するためということを目的として扇風機を買うという予算でありまして、質問の中で言及のありました地区の集会所とか生活会館とかに置くことを想定しての積算とはなっておりません。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>平野議員からは産地直売所の名前と場所について聞かれましたので、お答えいたします。</p> <p>まず、アグリのリおいらせ、ちょっと字でお許しください、向山東二丁目になります。おいらせ町観光PRセンター味彩館、こちら</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長 農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>は新助川原になります。3か所目、おはよう広場、木ノ下東になります。4か所目、ファーマーズマルシェhitotsubu、こちら鶴久保になります。以上4か所を想定しております。</p> <p>以上です。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それでは、私からは農業労働力の関係の事業について再質問がありましたので、そちらにお答えしたいと思います。</p> <p>まず、町内の雇用は容易ではないのではないかとということで、おっしゃるとおり、町内で例えばコロナの影響で休業されている方、解雇されている方とか、アルバイトを制限されている方は、現状は少ないのかなと思っておりましたが、ただ、今の雇用状況ですとか、これからのコロナの第2波、第3波というのもありますし、そういったものを踏まえるとこれから影響が出てくる可能性もあるということで、事前にこういう制度を設けておけば、町としても、農業の労働力を補うための制度としてあれば活用してくれる方もいるだろうということで、今回設けたものでございました。</p> <p>この3,000円上限ということで、こちらの根拠になりますが、農業の最低の時給が790円という金額がありまして、8時間労働したとすると6,320円の2分の1ということで大体3,000円超えるんですけども、上限として3,000円ということで、これは1日当たりの上限です。こういうふうに設けているということでございます。</p> <p>PRの仕方ということで、先ほどもお話ししましたが、農協さんを通して、今月中旬ぐらいに組合に配布されるチラシには折り込みをするというのと、来月の広報に記事として載せます。それ以外にも、農協さんの窓口配布したりですとか、県のほうの農業支援センターマッチングサイト等もありますので、そういった機関を通じて情報提供していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長 商工観光課長</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは、プレミアム商品券のことについてお答えいたします。</p>

	<p>(久保田優治君)</p>	<p>まず、ちょっと私の説明が悪かったのか誤解もありましたので、プレミアム商品券の取扱い店舗を募集する段階というのは、決して商工会に加盟しろというものではなくて、今回の商品券を取り扱いたいというお店を登録してくださいという意味ですので、商工会への加入等は無関係でございます。したがって、二川目であれば、コンビニ以外でもお肉屋さんとか魚屋さんとか修理工さんとか、そういうお店もあろうかと思うので、そういうところが登録してもらえれば使えるお店になりますので、何もコンビニばかりでなく、ほかの事業所さん、商売やっている方々も商品券の取扱所になり得ますので、広く議員のほうも周知をしていただければと思います。</p> <p>それから、配布方法についても、ただであげるものではなくて、あくまでも1万円で1万3,000円分の商品券を買ってもらうという事業になりますので、その辺も無料配布ではないということご承知おき願いたいなと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
答弁	<p>檜山副議長 まちづくり防災課長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>再質問にお答えをいたします。 避難所の関係で再質問いただいております。</p>
	<p>(成田光寿君)</p>	<p>まず、避難所につきましては、指定避難所ということで地域防災計画に定めているものでございます。先ほど、学校等ちゃんと活用してはどうかというご意見ありましたが、現在も町内にある小、中、高等学校、それから町民交流センター、いちょう体育館であるような、ある程度の建物の面積があるところ、それから収容可能人員もある程度保たれるところ等を指定してございます。災害の種類に応じて安全な場所に指定避難所を設けて避難することを想定してございますので、平野議員ご指摘のところもきちんと配慮しながら災害対応等考えているつもりでございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>檜山副議長 介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>敬老会についてお答えをいたします。 実際に敬老会を開催するところもあろうかと思えますし、弁当配</p>

質疑	<p>榎山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>布のみというところもあろうかと思います。また、記念品等の配布というところも話を聞いておりますので、そういった様々、多種多様な開催方法があると思いますので、そこら辺を含めて、町長、副町長も交えて検討しまして早めにお示ししたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>今、聞いて理解をしたところでは、コンビニについては、広く町内の事業所ということで理解をして、例えば商品を扱っていない修理工場でもいいんだと、ガソリンスタンドでもいいんだという、範囲を広げて対象になっているということで理解をしました。ありがとうございます。</p> <p>それから、ひとり親のところでは町内4か所の場所が示されておりますけれども、子供たちにとっては欲しいもののあるところというのは魅力だと思うんですけども、親にしてもですよ。なぜこの地域のそういうところが対象にならないのか、ちょっと私理解に苦しむんですよ。やはりそこの地域のコンビニも、うちのほうでできてちょうど1年ぐらいになります。私は売上げが減って撤収したらもう大変だなという思いがあるんですよ。いろいろな形で地域も支えていかないと、なくなったらもう本当に何も、アイスクリームなんかも食えなくなるわけですから。そういうのを見たとき、行政もそういう地域実態をちゃんと踏まえた形で対応してほしいと思いますよ、私は。特に、本当にうちのほうのコンビニができて、高齢者の方の行動範囲が広がったんですよ。そこまで必死で行って、一つ物を買う、何するにも。今まではそういうふうななくて、行くところがなかったんですよ。そこに行ったらまた仲間と話をしたりしているわけですから、私は非常にいい意味では、いやあ助かっているなというような思いがありますし、ひとり親のところについても、子供たちが行ってそこで使用できる商品券を拡大してほしいというふうに思っていますけれども、どうにもなりませんか。</p>
	<p>榎山副議長</p>	<p>副町長。</p>

<p>答弁</p>	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>ひとり親世帯に対してのご質問ですけれども、実はこのひとり親世帯に産直を使うということはどういうことかといいますと、産直施設に物を納めている農家の方々、それから小売店の方々もいるかと思えますけれども、副収入的にそれが言わば生活費の一部、なりわいになっているという人たちも助けようという思いがあって、二面性をもって物事を考えた事業でありました。一方では、ひとり親に対していろいろなものが選べるそういうお店がいいな、コンビニもそうなんだろうけれども。ただ、さっき言ったみたいに、もう一方では、産直施設に物を納めている方々、農家の方々、それから小売店の方々のことも考えて、二面性があるということで、こういうふうに産直で物を購入してもらおうという、そういう事業にしたところなんです。そのことによって、町内にいろいろな産直施設、4施設があるんだなというのも分かっていただけたと思いますし、当然、地図を付して手紙を出すわけですから、そこでは地元のみならず町外のほうにも行って、そういうところでも物を買ってみようかという町民もいるかと思えますので、そういう意味では広く知らせるといいですか、そういう思いもあって、このような二面性を持った事業にしたところなんです。</p> <p>以上です。「いやいや、だから私が質問しているのは、コンビニを対象にできませんかということですから、そこのところは答えないと」の声あり) 今言ったみたいに、産直施設の二面性を重点的に考えているので、コンビニは今のところを入れる考えはありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>あと答弁は。「なし」の声あり) なし。</p> <p>じゃあほかにございませんか。</p> <p>すみません、ここで休憩を入れます。14時45分まで。 (休憩 午後 2時29分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後 2時44分)</p> <p>それでは、10番、吉村議員。</p> <p>10番、吉村です。</p> <p>私は2点ほど。</p> <p>6ページの戸籍台帳のほうなんですけど、住民基本台帳システム改</p>

		<p>修委託料とあるんですが、これは特に住基カードのシステム更新になっていると思うんですが、今現在この住基カードを登録している町民の方、どれぐらいいらっしゃるわけですか。これは、まずはこれはシステムの改修が来ると思うんですが、前から、私の記憶であるともうそんなに普及していないような気はしているんですが。それとともに、今度これが今マイナンバーカード、これのほうと将来的というかリンクをしていくものなのかどうなのか、その辺のところお聞きしたいと思います。</p> <p>それとあともう一つ。先ほど平野議員からもいろいろプレミアム付商品券の取扱いについて出ておりますが、私も平野議員と同じで二川目、甲洋学区にいるわけなんです、やはりコンビニが一川目もこれ1軒なんです、二川目も1軒なんです、この2軒だけ。ですから、これは取扱いを申し込めばオーケーということなんです、どうなんでしょうかね、町のほうからもそれ取扱いしていただけないかという要請をする予定はないのでしょうか。ということは、本当に先ほどから申し上げているように、一川目も1軒だけ、二川目も1軒だけ、それがあつて子供たち、またお年寄りも非常に助かっている状態なんです。ですから、ぜひともそこを本当に使えるような形にしてもらえればと。これが住民サービスに一番直結していくような気もいたしますので、その辺のところ考慮して、町からもそういうところでどうでしょうかという、取扱いする方向でいけませんかという要請をするつもりはないものかどうか、この2点についてお知らせください。</p> <p>町民課長。</p> <p>ただいまの吉村議員の質問にお答えいたします。</p> <p>事項別明細書の6ページにあります2款4項1目住民基本台帳システム等の改修委託料の関係で質問がありました。</p> <p>それで、今回このシステムの改修の内容なんですけれども、簡単に言いますと、今回、住民基本台帳システムと戸籍システムの改修ですね。その住民基本台帳システムの改修と、下のほうに戸籍システムの改修委託料というのがあります。改修概要ですが、実はこの、先ほどもちょっと吉村議員が話したとおり、マイナンバー制度のシステムを国では母体にして、これを連携させようという動きがあり</p>
<p>答弁</p>	<p>檀山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	

	<p>榎山副議長</p> <p>商工観光課長</p>	<p>ます。そして各市町村の住民基本台帳システムと戸籍台帳システムを連携させて、国とネットワーク化を図ることによって国民の利便性向上を図るということとなっております。</p> <p>一応この改修を行った後、サービスの内容がどうなるかということで、まず一つ例を言いますと、婚姻届の例で説明しますと、おいらせ町に婚姻届を出す場合ですが、夫となる方の戸籍が当町にあり、妻となる方の戸籍が東京都にある場合は、妻となる方の戸籍謄本の写しを東京都の市区町村から請求、取得して、この戸籍の写しを婚姻届に添付し、今現在は届出いただいている状況です。利便性が悪い状況になっています。一応こういった国民のサービス、悪い状況がありますので、改修を行って利便性を向上させようというのが一つ主になっています。当然、改修後については、この戸籍謄本の写しを東京のほうから取り寄せる必要がありませんので、手続は簡略化されるかということになっております。</p> <p>住民カードの質問にありました、登録者数、住基カードの発行枚数なんですけれども、令和2年3月末現在で3, 199枚となっております。</p> <p>あと一つなんですけれども、マイナンバーカードのシステムの改修はあり得るのかというご質問なんですけれども、今後、そういう国のマイナンバー制度のほう、要領よく使っていこうというふうになっておりまして、これについては令和5年度までちょっと推し進めるような形になっているところがございます。今現在、こちらの住基台帳システムと戸籍のシステムと、あと国が行うシステム連携の部分は、今こうやって通知が来て改修作業を行う予定となっているんですけれども、マイナンバーカードの端末自体も町民課には設置してあるんですけれども、そちらの改修については現在何も情報がない形になっております。ただ、この一連の作業の中で、必要に応じて、恐らくお見込みのとおり改修がされるものと見込んでおりまして、ただ令和5年度までのちょっと長いスケジュール、作業となっておりましたので、その中で行われるものと見込んでおります。</p> <p>以上になります。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>9ページ、商工会のプレミアム商品券の件ですが、コンビニの利</p>
--	----------------------------	---

質疑	(久保田優治君)	<p>用登録、町からの要請があるかということでしたけれども、町からの要請については、商工会補助事業ということであくまでやっていますので、商工会には伝えますが町からの要請は考えておりません。以上です。</p>
	梶山副議長	<p>10番。</p>
	<p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>これ住基カードが三千数百枚ということなんですが、これ将来的に連携するという、そのマイナンバーカード、これの発行枚数とかはどのぐらいなのか。ということは、今、給付金の関係で、このカードを使ってやった場合、非常に不具合が起きて、また郵送のほうに書き換えてくださいというふうなこともございます。これが、住基カードのほうがもう大分前から進んでいるわけで、今これですよ。マイナンバーカードが今こういう形でいろいろトラブルという形になっております。これは将来的に統合していくということにはなると思うんですが、これどうなのでしょう。住基カードのほうはこれだけ普及しなくて、マイナンバーカードはトラブルだらけという形になったときに、果たしてそれを将来的にこれ統合になっていった場合どうなっていくのか、非常に不安を感じるんですが。マイナンバーカード、今現在で発行枚数どのぐらいになっているか把握していたらお願いいたします。</p> <p>それと、先ほどのプレミアム付商品券のことなんですが、商工会のほうに言うておくということなんですが、それも一つのやり方とは思いますが、やはり私とすれば、やっぱり町民ですから、使う人が商工会とか何かに加盟しているわけではない一般の人ですから、町民ですよ。ですから、役場さんのほうで、そういう形でぜひともやっていただきたいんですわ。そうすることによって、一川目、甲洋学区の方が非常に利便性があるし非常に助かるという思いでございますので、私はそういう思いなので、商工会といわずに町でもそういう形の行動というかそういう動きをする気はないですかという形で聞いているわけですから、言い方は悪いですけども、商工会に丸投げみたいな形にしか聞こえないんですが。もう少しその辺のところは親身に取り組んでいくつもりはないのかどうか、それについてもう一度お願いします。</p>

<p>答弁</p>	<p>梶山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>ただいまの吉村議員の質問にお答えいたします。</p> <p>すみません、先ほどはちょっと答弁内容に誤りがありまして、大変失礼いたしました。先ほどちょっと3, 199枚と話したのがマイナンバーカードの数です。令和2年3月31日におけるマイナンバーカードの数でした。申し訳ありません。</p> <p>住基カードについては、ただいまちょっと手元に資料がないんですけれども、たしか1, 000人ぐらい登録があるというふうに、1, 000人弱というふうに聞いております。</p> <p>一応、住基カードのほうの登録なんですけれども、こちらはたしか今年中に使用ができなくなると聞いておりまして、マイナンバーカードのほうに全て移行する予定となっております。</p> <p>ただし、この住民基本台帳カードのシステムが残っているところなんです。システム改修のほうのお話になりますが、この住民基本カードのシステムのほうも、今回のこのネットワークには活用されると聞いておりまして、こういう既存のシステムを改修することによってネットワーク化がスムーズにいくと聞いているところであります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>答弁</p>	<p>梶山副議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p> <p>梶山副議長</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>コンビニの利用登録の町からの要請、再度願うということなんですけれども、丸投げという言葉が出てきたんですけれども、逆だと思っております、町のほうでやりたいんですけれども、商工会のほうにやってもらっているとかやることになった事業ですので、せっかくですので商工会さんのほうの仕事としてやるんですが、広報協力とかそういう部分では町も大いに、広報にただで載せるとか、ホームページに載せる、もしくはアイデアも提供しておりますので、町民から見ればどちらがやっているか恐らく分からないような格好で周知されると思いますので、その辺でご了承願えればと思います。</p> <p>10番。</p>

<p>質疑</p>	<p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>このマイナンバーカード、このほうに移行していくということなんですが、私も住基カードと同じように、これももう大分前に今のような説明を受けて、普及が1,000枚程度。それでマイナンバーカードのほうは3,199枚ですか、これが今の給付金のことでこれ一番、なってからはですよ、給付金のところで一番これ活用ができたんじゃないかなと、ネットやった場合ですよ。でも結果的にこういうトラブルが起きると。ではまた郵送にしてくださいという形になってくるので、私は、これはなっていくのはいいんでしょうけれども、やはり今みたいなトラブルがないような形の部分でやっけないと、また住基カードと同じような結果になるんじゃないかなという危惧をするので、これを導入しちゃいますと、国のほうの制度なんですけど、必ず何年かに1回、こういうシステムの改修とかいろいろ出てくるわけですから、やはり本当にやるのであれば実効性のあるような形でやってもらいたいなという思いで、今申し上げました。</p> <p>それとあとプレミアム商品券のほうは、これは本当にこの一川目、二川目、甲洋学区については、本当に商店がないわけですよ。こっちの町場のほうはいろいろあるんですが、本当に甲洋学区に関しましては、商店とかいうことになりますと、この2軒しかない。あのエリアですよ、あの広いエリアで2軒しかないわけですから、皆さん、お年寄りの方も子供さん方も非常に利用しているわけなんですよ。非常に助かっているわけなので、ぜひともこの地域からこの2店がなくならないような形になってほしいなという思いでいるものですから、今こういう質問をいたしました。とにかくいずれにしてもこの2軒しかないので、何とかこれ、ここで頑張っているコンビニさんにも少し利益があればなという思いもありましたので、今、質問いたしました。どうもありがとうございました。そこについてはオーケーです。</p>
<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>13番、西館議員。</p> <p>13番、西館です。 3点お願いします。 まず第1点、確認の意味で、今、10番議員の話に出てきました</p>

		<p>けれども、住基カードの関係でやり取りありましたけれども、これが改修になりますと、今、本籍地に対する、例えば戸籍謄本、戸籍抄本どうの、住民票上の住所があっても、戸籍は戸籍があるところでないと請求できないということになるわけですが、そうすると、住民票があるところであれば、戸籍はほかにあってもそっちに請求しないで、住民票があるところでもう請求して取得できるというふうになるのですかというのが1点。</p> <p>それから、もう1点は、8ページの農業総務費ですが、これは8番議員とのやり取りの中にありました。540万円という数字が計上されておりますけれども、そもそもこの財源というのは何でしょうか。県・国から来たのを我が町独自ということでやるのですか。それとも、初めから我が町から捻出される性質のものでしょうか。それをお願いします。</p> <p>それから、3点目が9ページの7款観光施設費の中の自由の女神の建立、これの記念事業についてももう少し詳しく。これ何かいろいろなものを作って配布するとかと、セレモニーとかそういうのはなくてそういう、ともかくこれをもう少し細かく説明してくれればというふうに。</p> <p>以上3点をまずお願いします。</p> <p>町民課長。</p> <p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>戸籍の取得に関することなんですけれども、議員おっしゃるとおり、システム改修が完成された後は、ネットワーク化が図られた後になります。例えばおいらせ町に住所があっても戸籍は東京都、他県にある場合、おいらせ町でも取得できるようになります。</p> <p>以上になります。</p>
答弁	<p>梶山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>戸籍の取得に関することなんですけれども、議員おっしゃるとおり、システム改修が完成された後は、ネットワーク化が図られた後になります。例えばおいらせ町に住所があっても戸籍は東京都、他県にある場合、おいらせ町でも取得できるようになります。</p> <p>以上になります。</p>
答弁	<p>梶山副議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それではお答えをいたします。</p> <p>8ページの農業総務費の農業労働力確保支援事業費補助金の財源についてのお問合せでございますけれども、こちらの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の町の独自支援策というこ</p>

質疑	<p>梶山副議長</p>	<p>とで、もともとは町の単独事業ということでございますが、この事業につきましては、青森県のほうの新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金と、ちょっと長いですが、そういう事業のメニューがありまして、1事業当たり1,500万円の補助事業ということで、補助率10分の10の事業に申請をして、そちらの財源を充当する予定にしております。</p> <p>以上です。</p> <p>商工観光課長。</p>
	<p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>それでは、9ページの自由の女神の記念事業の中身についてお知らせします。</p> <p>4つほど考えておりまして、観光パンフ外国語版の作成を考えています。英語、中国語、韓国語を予定しています。</p> <p>それから、ユーチューブでの動画作成をします。空撮などを交えての動画撮影。</p> <p>ほかに、あと観光のPR用として、ホームページとSNSでの発信の素材を作ってもらおうと。</p> <p>それから、メディアのプロモート費ということで、タレントになると思われますが、ユーチューバーといわれる方々をお願いしてのプロモート費用という形を見込んでおり、以上、4つの事業を計画しております。</p>
	<p>梶山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>戸籍関係書類、住所だけあるところでも取れるということで、これは画期的、素晴らしいと思いました。</p> <p>2番目の労働力確保云々ですが、これはそうすると県から540万円、10分の10で来るということであれば、ぜひともそれを町の経済のために540万円消費してほしいという、本当に切実な思いがあります。そうする思いからこの事業を見ますと、今までサラリーマンやっていた人たちが職場を失って農業にそのままストレートに来るか。なかなか来づらい面があると。それだけでなく、8番議員もしゃべったように、その人たちが何人あるんだと。540万円をちょこちょこっとかじってかすり傷をつけて終わりか</p>

<p>答弁</p>	<p>梶山副議長 農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>と。それだったらやたらもったいないということで、あくまでも農業をやっている人たちのメリットという観点から考えてみれば、あまりにも弱過ぎると。もう少しこれ、540万円分の540万円を消費するためにどういうふうにしたらいいかということを考えるのであれば、今のやり方だとやたら弱過ぎると私思いますよ。もうちょっと工夫して、どうすればこれを消費できるかと、消化できるかということをごひとも考えてもらいたいというふうに、それ1点お願いします。</p> <p>それから、何をこの自由の女神でやるんですか。ここの自由の女神の、ただあるよという線だけでは何もならないじゃないか、何が一番発信力が高いのかと、私しゃべりたかったのは、まさしく久保田課長がしゃべったユーチューブなんですよ。ユーチューブこそ今や世界共通の一番の発信力のあるものだから、それにほかのものとは比べればそんなに高くできるわけでもない、有名な本当のユーチューバーに頼めば、それはその辺は分からないんだけど、その気になれば誰でも作れると。本当に飛び切り面白い、あ、よく工夫したなという、工夫するしないに関わらず、ああいいもんだ面白いもんだということで、ちょこっとその動画にアクセス、関心あるようなものを作ることができれば、廉価でそれなりの効果が望めるということで、ぜひともユーチューブ活用してほしいということを思ったら、もう先に、メインで、ここは、ああ、まず我が意を得たりで、大変いいと思いますのでオーケーです。</p> <p>1点だけ、真ん中にしゃべったところをひとつお願いします。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>この労働力支援事業なんですけれども、540万円という金額になっておりますが、これは積算としては、1人当たり上限3,000円掛ける大体1か月当たり20日働けば、6万円という金額になります。農業をする期間、仮に6か月だとして、六六、三十六万円が1名分ということで、1経営体当たり何人使うか分かりませんが、大体3人使うとすれば36万円掛ける3名の108万円で、5経営体でいくと540万円という、こういう積算になっておまして、当然こういう形で使われるとは思っておりません。そういっ</p>
-----------	--	---

質疑		<p>た意味で、これにつきましては柔軟に、アルバイトも可ですし、あと様々な形態で、農業に一時的に復職したりですとか、様々なそういう従事が可能です。さらに農業といたしましても、農業の生産だけではなくて、加工、販売、流通といった、いろいろなそういう業務に従事した場合にこの助成の対象にしようということで考えております。</p> <p>先ほども説明しましたが、町民等となっておりますが、町民だけではなくて、例えば経営体がコロナによるそういう影響を受けた場合については町外の方も対象にするということになっておりましたので、こちらとしても、先ほども話しましたが、おいらせ町民が何人いるのかとなりますと現在は少ないかもしれません。ただ、先ほど話した、これからの第2波、第3波ですとか、あと雇用状況の悪化ですとか、あとはそういった支援策ということで立ち上げた事業ですので、これにつきましては、どの程度使われるかというのははっきりは分かりませんが、独自支援策、影響を受けている農業、農業者に対しての支援策ということで作り上げたものですので、その辺ご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>13番。</p>
	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番、西館です。</p> <p>三村課長、よく分かりました。これ、やっぱり何だかんだコロナに影響を受けた人でなければだめなのかね。それだと、例えば3,000円ずつだと、540万円消費するためには、1,700人分……、何ていうのかな、1,700人分働いた実績がなければ、不用額としてもう返すということにならざるを得ないということであれば、コロナに悪影響コロナに悪影響といえれば絶対消化できないと思うんだよね。そういう縛りが絶対だといえれば別だけれども、やっぱり農業者サイドに立ってやるということであれば、もっともっと間口を広げて、農業者のところに行く人を確保できるような事業でないのだめだと思うんだけど。何たかんだコロナですか、そっだけ最後。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>農林水産課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>農林水産課長 (三村俊介君)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p>	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>最初にこの事業を考えたときには、コロナに関わらず農業の労働力不足を補うということで、新規に雇用した場合は対象にするような事業ということで組立てはしてございましたけれども、やはり今のコロナ、どうしてもこういう補助事業の対象になっている部分もありますけれども、コロナに限定して、コロナに影響してやっぱり困っているとか職を失ったとか、あるいは農業の生産性が落ちた、野菜を廃棄したとか、いろいろなそういう影響が出たということ、やっぱり影響が出たことによる、それに対応するような事業にしようということで今回組立てしております。ですので、生産者、農業経営体に影響を受けた場合と、あとは実際に雇用される方が影響を受けた場合という、どちらかに該当する場合に補助するということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般及び給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第41号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第7、議案第42号令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
-----------	--	--

<p>当局の説明</p>	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>それでは、議案第42号令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の21ページから23ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書1ページから4ページになります。</p> <p>本案は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ61万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,316万5,000円とするものであります。</p> <p>その内容について説明しますと、歳出であります。特定健康診査事業費を増額しておりますが、この内容は、これまで特定健康診査に係る申込みは、主には保健協力員が回収に当たっておりましたが、新型コロナウイルス対策として郵送で申込みが行えるようになるための経費を増額するものであります。</p> <p>歳入であります。国民健康保険事業基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正の歳入歳出全般についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書3ページから4ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第42号についての採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
--------------	--	--

当局の説明	檜山副議長	次に、日程第8、議案第43号、令和2年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 （田中淳也君）	議案第43号についてご説明申し上げます。 議案書の24ページから26ページ、別冊の特別会計補正予算に関する説明書5ページから11ページになります。 本案は既定予算の総額に歳入歳出それぞれ247万3,000円を追加し、予算の総額を23億1,845万7,000円とするものです。 その主な内容であります。歳出では産休代替職員の給料等を追加し、歳入では一般会計繰入金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	檜山副議長	説明が終わりました。 これから第1表歳入歳出予算補正の歳入歳出全般及び給与費明細書についての質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書7ページから11ページになります。 質疑ございませんか。
	（議員席）	***なしの声***
	檜山副議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
（議員席）	***なしの声***	
檜山副議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第43号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。	
（議員席）	***なしの声***	
檜山副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	

	<p>梶山副議長</p>	<p>次に、日程第9、議案第44号、令和2年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>それでは、議案第44号、令和2年度おいらせ町病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は27ページから28ページ、別冊補正予算に関する説明書の13ページから17ページになります。</p> <p>本案は、議案第36号で議決いただいた医師などの特殊勤務手当の給与費の追加により、収益的収入及び支出の既決予算額を219万9,000円増額し、予定額を10億636万円とするほか、資本的収入及び支出では、病院感染対策として大型空気清浄機1台と、患者の飛沫を防ぎ室内の洗浄を行うことができるクリーンパーティション1台を設置するため、既決予算額に168万円を追加し、予定額を4,206万円に、資本的支出の予定額を5,530万3,000円とするものであります。</p> <p>なお、資本的収入の不足額については、当年度損益勘定留保資金を充当するものでありますが、今回の資本的支出の増額については、一般会計からの出資金を増額充当し整備するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>梶山副議長</p> <p>9番 (沼端 務君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>本案については、議案書と説明書により一括で質疑を行います。給与費明細書も含みます。</p> <p>議案書27ページから28ページ、病院事業会計補正予算に関する説明書13ページから17ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>沼端議員。</p> <p>9番、沼端です。</p> <p>事項別明細書とか議案書、数字じゃないやつでちょっと関連で。事務長に、午前中のやつの答弁のやつもちょっとある程度。当町におけるコロナ対策、四十数件の検査というかで、2件のPCR検査したという実態の中の説明があったような気がします。いち早い、</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長 病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>おいらせ病院はコロナ対策対象病院ということの指定を受けたという話でした。これから、今後コロナに対する第2波、第3波の状態になり得る可能性も現実的にはあると思います。今こうやって見ると、まだ東京も収まっていない、逆に九州、長崎のほうが、田舎のほうが余計コロナになっている、対象者の人が多く出てきている。最近そういう地方に出てくるのかなと。じゃあ、当町におけるおいらせ病院の対象で、連携です、検査はします、それが入院は多分しないと思うんですよ。そこで、じゃあ広域での対象病院に搬送するも、そういう構えはうまくできているのかという確認と、あと先ほどPCR検査が八戸市でドライブスルーでできるようになる、そうなったときには、例えばじゃあ何日早くなるとかというメリットがあるものなのか。そういう、現在だと3日か4日かかるけれども、ドライブスルーでやるともう次の日分かるよとかという話になるのかなという確認の意味です。</p> <p>それとあと、単純に、もしコロナになった場合、その治療費というのは国が見るんですか、個人が払うんですかというところも若干確認したいです。</p> <p>以上よろしく申し上げます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、沼端議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、今回、2月28日から現在まで49件ありまして、そのうちコロナの疑いがあると診察で診たものは12件、さらにPCRを取った、検体を取ったのが2件ということで、早めに対応を行ってまいりました。医師、看護師、検査技師、放射線技師、全てPPE対応、防護服を着ての対応で対処しております。午前中もお答えしましたけれども、結果、陽性がいなかったということでもいいんですけれども、今後増える可能性もあるし、今、行き来が、元の警戒地域とこちらの行き来が頻繁になれば、場合によってはこちらのほうも当然第2波、第3波があるやもしれません。よって、病院とすると、その対応策ということで、今、熱中症があるかもしれない、場合によっては、インフルエンザが早くなるかもしれないということで、早め早めの対応を検討して、病院を守っていく、地域医療を守っていくという形で今進めているところでございます。</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>それと、当町における検査でございますけれども、仮にPCRの検体を取って、PCRを送って、それが患者が陽性になっていることが後日発生した場合は、当然、当院では入院は施設ワンフロアですので感染リスクが高いので、当然ほかの病院、市民病院だったり日赤病院だったり、場合によっては労災病院だったりというところに入院してもらおうという形になろうかと思っております。検査までは病院はしますけれども、入院までは受入れということは困難であろうという、病院の中での判断で今進めております。当然、その考え方も県または八戸市の市民病院等に伝えてありますので、今後そういう形になろうかと思っております。</p> <p>それと、ドライブスルー、PCRの検査でございますけれども、これまでは青森市のほうに送って2日もしくは3日かかっておりましたけれども、これからは八戸市で月水金の夜に行うということで、翌日には判明するだろうと思っておりますので、検査結果は迅速にこれから出てくると思っておりますし、また簡易キットも今出回り始めてきておりますので、当院でもその対応を今後どうするかということを含めて、コロナ対策を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>それと最後に、コロナの医療についてでございますけれども、医療費については、これについては個人が持つのではなくて国が持つと決められておりますので、コロナの入院患者とか、例えば軽症者という部分の診断とか入院とか、場合によってはホテルの待機、そういう経費については、今、国が持つということになっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>9番。</p> <p>9番、沼端、再質問させていただきます。</p> <p>今の説明で大体の流れ、これから検査も早く迅速になる。ただ、今後、今の状態、私もあそこ何度か通って、見ると玄関のところに今仮設のテントで、まずは熱ある人ない人という形でやっている感じの、いち早くやったのは分かっておりました。でも、今後、これから、今、夏場はいいんですけれども、冬場にかけてインフルとか、いろいろな先ほど言った様々な、コロナ、そういうのの分かりにくい、ましてやコロナでも現在無症状の状態でも分かりにくい状態だという話が結構世間では出回っているのかなという部分では、ほかの</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>9番 (沼端 務君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>患者、病院として今度外来の患者も逆に来づらくなる部分もあるのかなと。そうする部分ではきっちり対応する病院であるならば、きちっとした、もう少しお金をかけてでも、完全隔離できるような、インフルエンザも踏まえて、そういう対応を今後冬場に向けて早めに取りれないものかなと思っておりました。その部分でやっぱり国とか県が対応する病院として指定するのであれば、それなりの補助金とか援助がないものなのか、そこら辺の確認を再度したいと思います。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、沼端議員の再質問にお答えをいたします。</p> <p>病院では2月28日から玄関先でトリアージをしております。当然、コロナ患者の疑いある方と一般の患者の動線を分けるということで行ったものでありまして、現在もそれは続けております。今、沼端議員から、病院の患者分けたほうがと、しっかりした病院体制のほうがというお話をいただきましたけれども、当然病院もそういうことを考えておりまして、今の施設の中で改修するのは非常に困難であります。その中で、今回補正予算で上げたクリーンパーテーションというのは、これは院内で陰圧を作れる機能であります。要は、飛沫とか感染予防、場合によっては患者からの空気を受けないというものでありますので、そういうふうな、イメージ的に言えば、絵画とか飾のような展示パネルのようなものが陰圧するような機種が加わっておりまして、それを対面に置くことによって感染防止が図られる、場合によっては陰圧空間が作られるということになりますので、改修は難しいと言いながらも、部屋を設けながら、そういう機種というか機器で対応して乗り越えてまいりたいなと思っておりますし、先ほどインフルエンザのお話もありました。できるだけ、インフルエンザの予防接種もいつもの状況ではなくて早め早めの予防をして、できるだけインフルエンザとコロナ疑い患者と分けるような形の取組もうちのほうから提案してまいりたいと思っております。</p> <p>それと最後に、厚生労働省から、国からの支援がないのかというお話でございますけれども、今、国で新型コロナ疑いの患者受入れのための院内防止対策ということで、うちは2次救急医療機関とな</p>
-----------	---------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>9番 (沼端 務君)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>っておりますので、それに対応した設備の補助がございます。これはまだ県のほうでは決定しておりませんが、そういう内示がありますので、そういうものを活用しながら対応したいと思っておりますし、また、医療機関における感染拡大防止の支援ということで、病院の規模に応じた補助も考えているということでもありますので、できるだけそういう補助を活用しながら病院を守っていく、地域を守っていく、患者の感染予防を図っていくという、いろいろな部分で取組をしてみたいなと思っております。</p> <p>いずれにしても、コロナと熱中症、インフルエンザ、同じような症状で、これから混乱また出てくるかもしれませんけれども、医師と看護師、医療関係者、事務も含めて協力しながら取り組んで進めてまいりたいなと思っておりますので、ご指導ご鞭撻のほうよろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p> <p>9番。</p> <p>事務長の説明で、おいらせ病院の取組、対応分かりました。いろいろ朝一の条例等でも、医療従事する方々にいろいろな部分では、多いか少ないかは分からないですけれども、そういう整備もしながらと。あとは設立者である町長はじめ事務方のトップである副町長も、おいらせ病院、おいらせ町にあるおいらせ病院の今後の部分では、やっぱり医療に従事する院長はじめ、仕事をしている方々に激励しながら、たまには顔を出しながら、実態、あと現実的にこのコロナの影響でやっぱり外来は少なくなると思うんですよ。病院経営がますます、意外とこのコロナで厳しくなるのかなという部分も懸念されると思います。そういう部分では、きっちり、町長はじめ副町長も、経験というかおいらせ病院を見守るといえるか、激励してほしいなと思っておりました。</p> <p>以上です。</p> <p>答弁はいいですか。(「いいです」の声あり)</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>13番。</p>
-----------	---	--

質疑	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番、西館です。 一つだけ、説明書のどことかいうことじゃないんですが、病院経営上、一つ教えてほしいことがあります。というのは、どこの病院にでも薬剤師がおるわけですし、ただ、おる、おったわけです。今、おいらせ病院にも薬剤師っていますよね。まずそれ一つ確認させてください。</p>
答弁	<p>梶山副議長 病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。 西館芳信議員の質問にお答えいたします。 薬剤師は現在2名おります。 以上です。</p>
質疑	<p>梶山副議長 13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。 13番、西館です。 そうすると、例えば私なんか何も事情を知らない人間にとっては、昨今どこの病院に行っても周りに薬局ができて、医師の処方箋に基づいて、その薬局に行けば出すわけです。つまり、薬剤師の仕事というのは、そういう形で大分減っているんじゃないのかなと。つまるところ、突き詰めれば、薬剤師がいなくても何とかなるのじゃないかなと思うんだけど、何でそういうふうにしてどこの病院でもいまだに薬剤師がいるのか。薬剤師のもっとほかに役割があるからいるんでしょうけれども、そこをちょこっと教えていただきたいんです。お願いします。</p>
答弁	<p>梶山副議長 病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。 確かに、今、おいらせ病院では、外の薬局に外来処方を出しております。当然、薬剤師の役割とすれば、先生からもらった処方箋を確認して出すということもあるんですけども、何せうちの病院は当然入院患者もありますので、入院者に対する、例えば朝昼晩の薬剤処方だったりとか、処方アドバイスだったりとかという部分があります。ただ薬剤を処方することだけではなくて、日常の薬剤師の役割というものもありますので、減っているようには見え</p>

<p>質疑</p>	<p>楢山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ますけれども、役割としては重要だと認識しております。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>なるほど、よく分かりました。</p> <p>それで、薬剤師に触れたのはもう一つ目的ありまして、このことについては福田税務課長とも話したことあるんですが、私なんか病院に行って薬もらいます、3か月に1回ぐらいですね。そうすると、私は医師にも薬局の人にもしゃべるんですけども、とても生活がきつくて、こんなに高い薬だともう生活していけないと、おら大したお金もないしというふうにしやべっているんですけども、一向に変わらない。ジェネリック何とかお願いしますよともう、医師のほうは、いや薬局のほうで何とかとそっちのほうはとぼけるし、薬局のほうは薬局で、いや医師の処方箋がこうだからということで、何なんだこれはというふうになって、でもいまだに、おらもう本当に銭こないし、国にも町にも申し訳ないからということでジェネリックと言っても、全くそっちのほうには考えてくれないし、ましてや今、保険者が県に統一されてしまったら、我が町だけで一生懸命ジェネリック努力しても、最終的には財政的な管理は県ということになれば、1つの自治体が頑張ったのも平均的に直されて目に見えないものになってくるということであれば、ジェネリックの本来の何というかメリットというのは、何もなくなってしまったんでないかと。案の定、成田町長も以前はジェネリック云々ということで声高らかにいろいろ話してくれたんですけども、恐らく何かそういうふうには、ジェネリックというのはあまり顧みられなくなってきたんでないかなと私自身思うんですよ。でも、病院の経営考えれば、やっぱりジェネリックというのは、病院経営と、それから私ども貧乏人の立場に立ってなるべく安い薬で、何も特別新しい病気を患っているわけでも何でもないし、従来からある、それこそ普通にあるものを、それこそかかっているわけですから、そのところをもうちょっと、こういう情勢であるんですけども、町で何とか、病院の仕事になるのか、あるいは国保の仕事になるか分からないんですけども、その辺努力してくれるというふうなお言葉はないのでしょうか。最後にそれ1つお願いします。</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>梶山副議長 病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>まずもって恥ずかしいことなんですけれども、当院の処方がジェネリックじゃないということもよく分からなかったし、どういう処方がされているかという部分は、私とするとまだそこまで把握していなかったということで、答弁とすればちょっとできないような状況で、大変申し訳ないなと思っております。</p> <p>ただ、今、西館議員がおっしゃったように、確かに3か月というふうな分は、確かに長期処方もございます。低所得者に対しての薬の金額的なものもございます。</p> <p>答弁には全くなりませんが、今の話を聞いて、少し勉強をしてみ、まず病院に戻って確認をしてみるという作業から始めさせていただければなと思っております。もし私以外でこのジェネリックの関係で分かる人がいれば、答弁の協力をいただきたいなと思っております。</p> <p>答弁には本当になりませんが、ちょっとその辺の知識が、認識が足りないので、ちょっと今はっきりしたことをお答えできないということでおわび申し上げるとともに、ただ、今の意見は参考にさせていただくということでご了解いただきたいと思っております。(「大丈夫。おいらせ病院じゃないから」の声あり) ありがとうございます。</p>
<p>答弁</p>	<p>梶山副議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>私の名前も出たので、恥ずかしながら私も薬服用しているので、立場上安い薬使ったほうが国保のためになろうかなと思って、先生にお願いしたら、あぁいいですよ、どっちでもあるからという部分で処方箋書いてくれました。そして、別な部分では、まだ10年の特許が切れていないからこれ新薬がないんだよというものもあります。しゃべればやってくれるんでないのかなという気がしております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>梶山副議長</p>	<p>税務課長。</p>

答弁	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>私からは、ちょっと補足になるかもしれないんですけども、保険者、国保、あとは後期高齢者医療保険の連合会のほうもそうなんですけども、ジェネリックの推奨に関しては現在もそうしています。パンフレット等も出しています。ただ、一時期よりはPRが落ちてきているのかなと思っています。保険者につきましては、幾らでも医療費を削減する形を考えた場合には、新薬の高い薬品よりはジェネリックの価格の抑えた形を使っていただくようにというPRは現在もしているということで申し添えます。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第44号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10、議員派遣の件についてを議題といたします。 この件については、おいらせ町議会会議規則第127条第1項の規定により手続を取るものであります。 お諮りします。 議員派遣の件については、お手元に配付してあります資料のとおり、7月9日、青森市において開催される県下町村議会議員研修会に全議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、議員派遣の件については、お手元に配付してあります資</p>
----	--	---

<p>日程終了の告知</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>料のとおり派遣することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。ここで、町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>町長。演壇にてお願いします。</p> <p>令和2年第2回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には大変ご多用中のところご参集いただき、また、提案した全ての議案について議決賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言は重く受け止め、今後の町政運営に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>例年であれば、新緑が美しく、すがすがしい初夏の季節、イベントやスポーツを行うには絶好の時期ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの行事が延期、中止となり、大変残念に思います。</p> <p>先般の国の緊急事態宣言が解除された後も、首都圏では感染者が増加するなど、いまだ予断を許さない状況が続いておりますが、私どもとしても、感染防止対策に十分な注意を払い、引き続き滞りない行政サービスを心がけてまいります。</p> <p>最後になりますが、これから本格的な梅雨の時期となり、暑さも厳しくなると予想されております。議員の皆様には、健康に留意されまして、引き続きご活躍されますようご祈念申し上げ、簡単ではありますが閉会に当たっての挨拶といたします。(「一同起立」の声あり)</p> <p>ありがとうございました。(「ありがとうございました」の声あり)</p>
<p>閉会宣告</p>	<p>檜山副議長</p> <p>事務局長 (赤坂千敏君)</p>	<p>これで会議を閉じます。</p> <p>これをもちまして、令和2年第2回おいらせ町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。</p> <p>(散会時刻 午後 3時45分)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 2 年 7 月 27 日

議 長.....西 館 秀 雄.....

副 議 長.....~~榎~~山 忠.....

署名議員.....木 村 忠 一.....

署名議員.....田 中 正 一.....